

利根川水系

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

(県管理区間)

(変更原案)

(案)

令和 年 月

(当初 平成 18 年 4 月)

埼 玉 県

河川整備計画策定の背景とその内容

河川整備計画策定の背景

わが国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、幾度かの改正を経て現在に至っている。特に、昭和 39 年の河川法改正では、水系一貫管理制度の導入など、治水・利水の体系的な制度の整備が図られ、地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、その後の社会経済状況の変化に伴い、「川」や「水」に対する地域や人々の要望も大きく変化し、河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息、生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を生かした川づくりが求められた。

こうした変化を踏まえて、平成 9 年の河川法の改正では、河川行政において水質、生態系の保全、水と緑の景観、河川空間のアメニティといった国民のニーズの増大に応えるべく、河川法の目的として、治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。

また、地域の人々の意見を反映した河川整備の計画制度が導入され、計画的に河川の整備を実施すべき区間については、従来の治水、利水の河川工事に、河川環境の整備と保全を加えた「河川整備計画」の策定が義務づけられた。

河川整備計画変更の経緯

埼玉県では平成 18 年 4 月に利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）を策定し、同計画に基づき、これまで河川整備や河川管理施設の維持管理を進めてきたところである。

その後、平成 25 年 6 月に水防法及び河川法の一部を改正する法律が公布され、近年頻発する水害や構造物の老朽化等を踏まえ、水防活動及び河川管理の充実及び連携の強化を図るため、「河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置」、「河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設」等が規定された。

また、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨では、越谷観測所において、

48 時間雨量 301.5mm を記録し、県内全域で内水浸水等により 4,869 棟の家屋浸水が発生した。

さらに、令和元年 10 月に発生した東日本台風では、県内全域の平均 2 日間雨量（令和元年 10 月 11 日～12 日）が 300mm を超える記録的な降雨となり、県管理河川では、57 箇所において溢水・越水※し、2 河川で堤防決壊に至った。県管理河川での、堤防決壊は、昭和 57 年台風第 18 号以来、37 年ぶりのことであり、内水浸水等によるものを含めて、県内全域で約 7,000 棟を超える家屋の被害が発生した。

こうしたことを受け、洪水等による流域の社会情勢の変化、地域の意向、河川整備の進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜、河川整備計画の内容について点検を行い、必要に応じて変更することとされていることから、県管理河川に係る全ての河川整備計画の点検を行い、河川整備のスピードアップを図るため、中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を変更することとした。

なかがわ あやせがわ **中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の内容**

これまで、埼玉県利根川水系における河川工事は、治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「利根川水系工事实施基本計画」一建設省（現国土交通省）一に基づき、河川ごとに所定の洪水を安全に流下させることを目的とした「河川改良工事全体計画」一埼玉県一を策定し、工事を実施してきた。

そして、平成 9 年の河川法の改正を受け策定を行う本計画は、これまでの治水、利水に加えて河川環境の整備と保全を取り入れ、河川の工事及び維持、管理の目標や実施に関する事項について示したものである。

また、本計画の対象とする期間は概ね 30 年であるため、実施する内容について細部まで定めることは困難である。そのため、最新の技術や知見、社会的状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方など、その方向性を大きく示していくものとした。

※溢水とは堤防がないところで川などの水があふれ出ることを指し、越水とは堤防があるところで川などの水があふれ出ることを指す。

このような背景のもと、「中川・^{なかがわ}綾瀬川^{あやせがわ}ブロック河川整備計画」では、治水に関する事項については、既に進められている工事の継続性や利根川水系全体の計画の一貫性を考慮し、基本的には従来の治水計画の流下能力を確保することとした。

利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。

河川環境の整備と保全に関する事項については、各河川が多種多様な河川環境を有していることを鑑み、河川環境の整備、保全にあたってのあるべき方向性や考え方をまとめることとした。

維持管理に関する事項については、河川管理施設や許可工作物に関して、良好な状態に保つよう維持又は修繕の方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については「河川維持管理計画」を別途作成することとした。また、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するための取り組みの方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については、国・県・市町村を構成員とする「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針等に定め、一体的・計画的に取り組んでいくこととした。

いずれにおいても、具体的な整備内容は工事に先立って検討することを基本とし、必要に応じた調査等を実施することによって、河川整備の実施に反映させていくこととした。

【 目 次 】

1. 中川・綾瀬川ブロックの概要	1
1.1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要	1
1.2 ブロックの現状と課題	11
1.2.1 過去の洪水と治水の現状	11
1.2.2 治水の課題	14
1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題	16
2. 河川整備計画の目標に関する事項	22
2.1 計画対象期間及び計画対象区間	22
2.1.1 計画対象期間	22
2.1.2 計画対象区間	22
2.2 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項	25
2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	25
2.4 河川環境の整備と保全に関する事項	26
3. 河川整備の実施に関する事項	28
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所	28
3.1.1 河川工事の目的、種類	28
3.1.2 河川工事の施行の場所	39
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	43
3.2.1 洪水の被害発生の防止または軽減	43
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	45
3.2.3 河川環境の保全	45
3.2.4 地域住民との協働	47

1. 中川・綾瀬川ブロックの概要

1. 1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要

中川・綾瀬川ブロックは、関東平野の中央部、利根川水系の西南端に位置し、周囲を利根川・江戸川及び荒川に囲まれた一様に平坦で低平な流域が広がり、県南地域を中心として都市化の進展が著しい地域である。

ブロック内の一級河川は、中川、綾瀬川、元荒川などの 35 河川があり、大部分はかつて農業用の排水路として開削されたものや、利根川や荒川といった大河川の旧流路である。その内、中川の 33.7km 地点及び綾瀬川の 17.2km 地点より上流が埼玉県管理区間であり、同地点が国との管理境となっている。

中川・綾瀬川ブロックに関連する

市町村は、20 市 4 町の計 24（平成 31 年 1 月 1 日現在）、ブロックの面積は約 886km²、ブロック内の人口は、県人口の約 1/3 にあたる約 245 万人である（平成 27 年国勢調査）。

昭和 30 年代以降、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、従来有していた保水・遊水機能が失われてきている。また、浸水の恐れのある区域に人口・資産が増大してきている。



図 1-1 中川・綾瀬川ブロック概略位置図

地形・地質

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の
なかがわ ほしかわ
中川および星川あるいは大
小の河川や用水路が流下し
ており、低地地形が広く発
達している地域である。低
地は全体の約 8 割以上を占
め、流域の上流から下流ま
で広く分布している。台地
は流域の中流部の西側と東
側に分布している。



図 1-2 埼玉県地形略図

(「彩の国の河川・知る知るマニュアル」、埼玉県
地形略図(堀口萬吉)より作図されたもの)

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの

地質は、台地は新生代第四紀の火山灰の堆積した洪積層（関東ローム層）から
なり、低地は新生代第四紀沖積世の東京湾の海進（海面上昇）により堆積した
沖積層で形成されている。さらに、関東造盆地運動^{注 1)}と呼ばれる沈降運動と、
それに洪水による堆積が繰り返され、軟弱な地盤が多い地域となっている。

近年においては、昭和 30 年代からの急激な人口増や工場集積により地下水
利用が増大したため、南側の地域で地盤沈下の影響が生じ始めた。沈下地域
は次第に拡大し、中川流域に沿って北東部地域まで北上していった。現在は、
地下水の取水規制が行われ沈静化しつつある。

注 1) 「関東造盆地運動」

関東平野は、関東山地など周辺の隆起と関東平野が沈み込む、ふたつの地殻変動を受
けながら形成されてきた。そのため、関東平野を構成する地層は平野の中心部に向かっ
て傾いている。このような傾向は平野の地形の高度分布にもみられ、例えば台地の高度
は大宮台地の北東部が最も低い。

現在も山地の隆起は続いており、険しい山稜と V 字谷が発達している一方で、羽生市
や加須市付近の 1,000 年ほど前につくられた古墳がおよそ 3m 地下に埋設していること
など、周囲の隆起と中心部の相対的な沈降による盆状の地形をつくる運動(造盆地運動)
が、今なお続いていると考えられている。

気候

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの気候は太平洋岸性気候に属し、冬は乾燥した『カラッ風』といわれる北西季節風が強く、晴天が続き降水量が少ない。また、夏は南東の卓越風があり、高温多湿で降水量が比較的多くなる特徴を持っている。

年間の平均気温は **16℃** 前後であり、年間降水量は**約 1,100mm** で全国平均値(約 1,800mm)と比べ降水量は少なく、ブロック内の地域差も少ない。

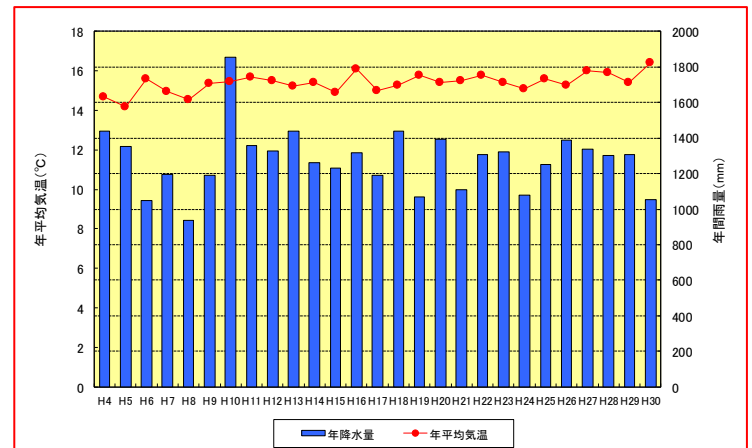
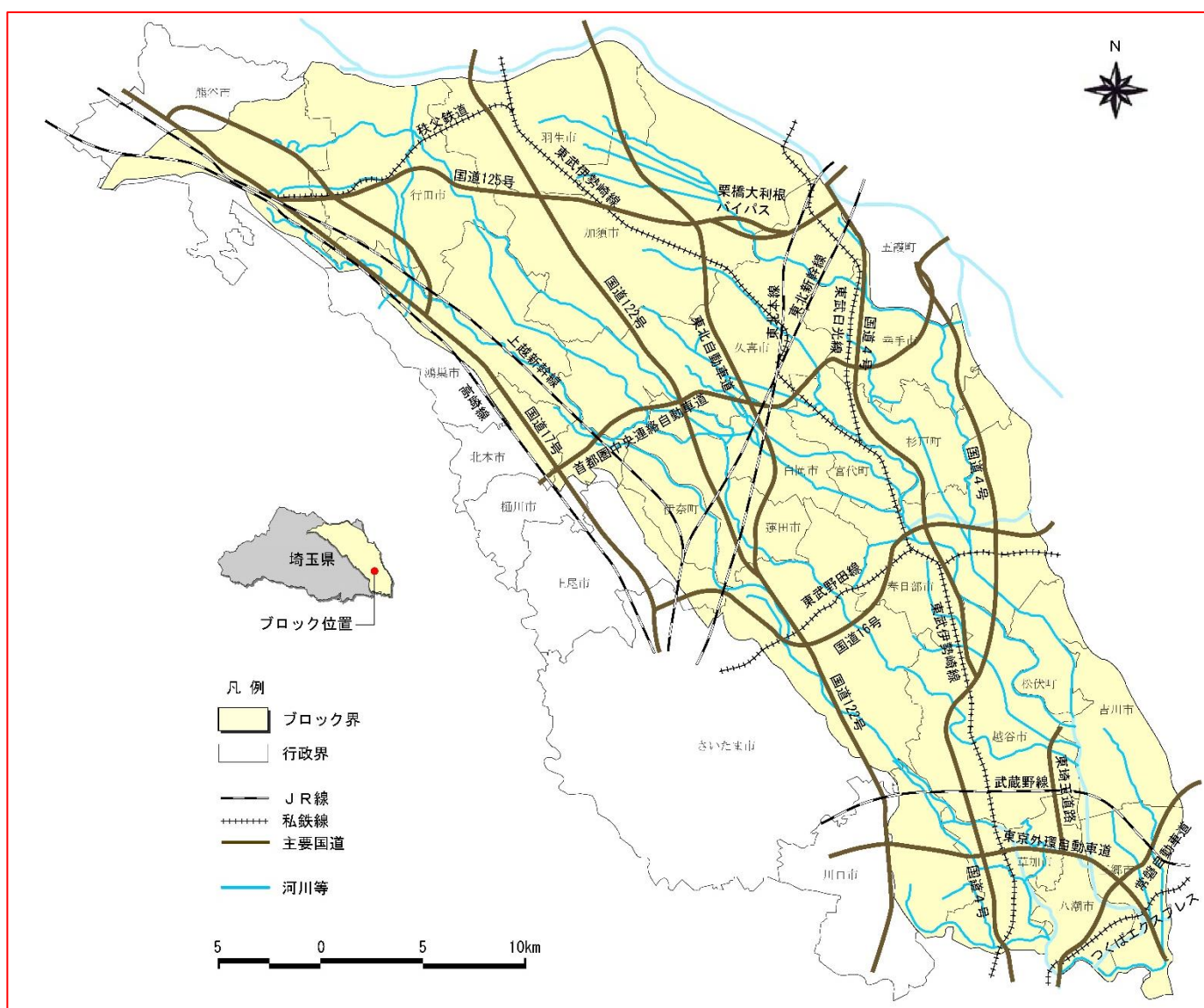


図 1-3 熊谷の気象

(「埼玉県統計年鑑」平成5年～令和元年度版のデータより作成)

交通

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの交通は、J R 東北本線・高崎線・武蔵野線、東武野田線・伊勢崎線・日光線、秩父鉄道、埼玉高速鉄道などの鉄道、及び国道 4 号・16 号・17 号、東北自動車道、常磐自動車道、東京外環自動車道などの幹線道路が縦横に走り利便性が高く、また、つくばエクスプレス、東埼玉道路、首都圏中央連絡自動車道の整備により、さらに充実したものになりつつある。



なかがわ あやせがわ
図 1-4 中川・綾瀬川ブロックの交通状況

土地利用

昭和 30 年代以前は、流域の地盤の低い地域は主として水田として利用される一方で、人々は自然堤防や台地などの浸水の危険性が低い場所を居住地として利用する住み分けが行われていた。しかし、近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われてきた。開発が始まる昭和 30 年の土地利用は、市街地と農村型集落の合計が 17%、水田が 55%、畑が 16%、森林・その他が 12%であったのが、平成 27 年には市街地と農村型集落の合計が 59%、水田が 25%、畑が 9%、森林・その他が 7%となり、60 年間で 259km²の水田、65km²の畑、46km²の森林・その他が市街化された。今後も交通の利便性を生かして、首都圏の一翼を担う地域としての開発が予想される。

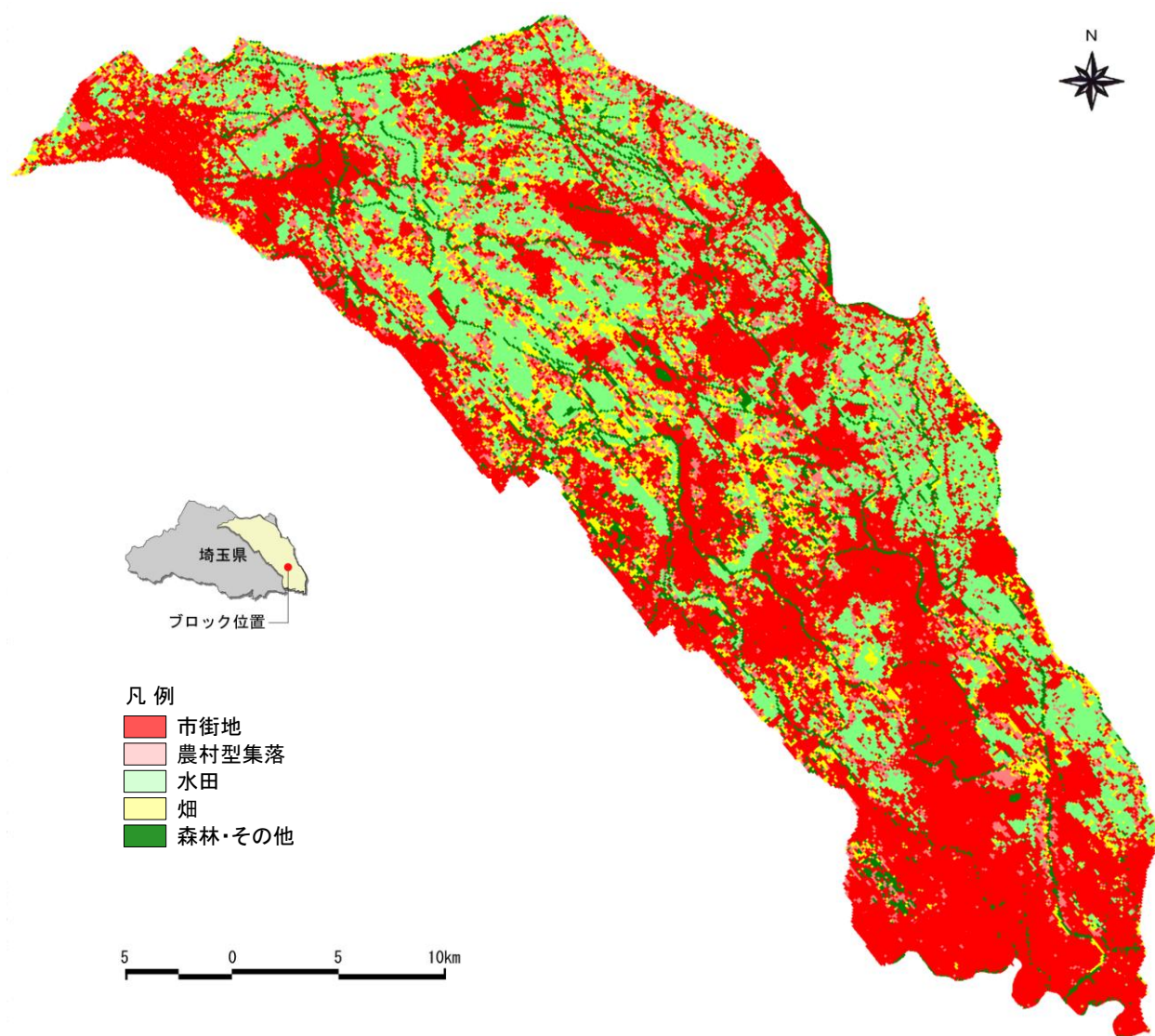


図 1-5 中川・綾瀬川ブロックの土地利用状況（平成 27 年現在）

動植物

^{なかがわ} 中川・^{あやせがわ} 綾瀬川ブロックは、かつては広大な低湿地や湖沼が分布しており、多くの動植物が生息・生育していた。しかし近年急速に開発が進んだことと、農地での除草剤等の使用により、ここに生息・生育していた多くの動植物が絶滅したり、生息・生育域を縮小したりしつつある。

現在の^{なかがわ} 中川・^{あやせがわ} 綾瀬川ブロックにおける植物は、ケヤキ・スギなどの社寺林や屋敷林などからなる森林を始め、河畔や水路にはヤナギ群落、ヨシ群落などが生育している。特に、加須市浮野、久喜市宝泉寺沼、蓮田市黒浜沼、さいたま市岩槻区赤坂沼には、池沼湿地に生育するノウルシなどの貴重な植物が残存しており、羽生市三田ヶ谷宝蔵寺沼は、ムジナモ自生地として国の天然記念物に指定されている。また、^{もとあらかわ} 元荒川や^{ほしかわ} 星川などの水辺には、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されているキタミソウといった生育もみられる。

動物では、河川敷とその周辺にはホンドタヌキなど、農耕地周辺にはホンシュウジネズミなどが生息している。また、河川敷と流路には外来種マスカラットが生息している。

鳥類では、河川敷や湖沼の低湿地にはカモ類、サギ類などが生息しており、また、県民の鳥「シラコバト」は、「越ヶ谷のシラコバト」という名称で国の天然記念物にも指定されており、^{なかがわ} 中川・^{あやせがわ} 綾瀬川ブロックを中心にみられる。

河道にはコイ、ギンブナ、ナマズなどが生息している。

また、^{もとあらかわ} 元荒川源流部（熊谷市）には、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されているムサシトミヨ^{注1)}が生息しており、生息地の一部は埼玉県天然記念物に指定されている。



ムサシトミヨ

昆虫類では、ベニイトトンボなどが古い湖沼に、オオモノサシトンボが抽水植物が発達した限られた沿川池沼に生息しているなど、多くの貴重な種類がみられる。また、古利根川沿いなどに、河畔砂丘が点在

しており、県内最大規模である加須市志多見の河畔砂丘の砂地には、ニッポンハナダカバチなどの希少種が確認されている。更に、水辺のハンノキ林には県の蝶であるミドリシジミも生息している。

注 1) ムサシトミヨ：

トゲウオ科の淡水魚で、世界で熊谷市の元荒川源流部にのみ生息し、雄が巣を作ることとで知られる。埼玉県誕生 120 年を記念して平成 3 年に県の魚に指定された。同年、環境省のレッドリストに「絶滅危惧種」として掲載され、平成 12 年に「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」による希少動植物種に指定されている。

また、源流部約 400m 間の生息地が県の天然記念物に地域指定されている。

歴史・文化など

中川・綾瀬川ブロックの元荒川上流域には、埼玉古墳群とよばれる 5 世紀後半から 7 世紀初頭の大規模な古墳が存在している。また、645 年大化の改新以後、奈良時代から平安時代にかけて行われた条里制の跡が行田市付近にある。この利根川と荒川に挟まれた北武蔵野の地は、埼玉県の古代文化の中心地で、最も古くから開発が進んでいた。12 世紀から 13 世紀にかけては、武蔵七党と呼ばれた武士団の流れをくむ、横山党、私市党、野与党などがこの地域に勢力を伸ばし、流域の開発が進められた。

1333 年に鎌倉幕府が倒れてからは、新田氏と足利氏の抗争や、関東管領上杉氏と古河公方足利氏の対立を経て、16 世紀に後北条氏が支配するようになった。この間、岩槻、忍（行田市）などの城下町も起こり、熊谷の木綿なども盛んになり、鳩谷、粕壁（春日部市）などの市も開かれた。



埼玉古墳群

1603 年の江戸幕府成立後、流域は天領、藩領、旗本領に細かく分割され、岩槻と忍に譜代大名が配置された。

そして、利根川の東遷^{注 1)}工事、荒川の瀬替え^{注 2)}工事により、利根川・渡良瀬川・荒川が乱流する池沼の多い中川流域の低湿地帯の開発が可能になった。

まず、関東流^{注 3)}と呼ばれる工法により新田開発のための用排水路の整備が行われ、その後、見沼代用水路、葛西用水路等の用排水機構の整備、及び低湿地であった流域内の多数の池沼群の干拓による開発が紀州流^{注 4)}により行なわれた。このようにして、現在の中川水系の原形が作られ、開発が盛んに進んだ。

日光街道、日光御成街道沿いには草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋・鳩ヶ谷・大門・岩槻などの宿場町も発展し、中川・古利根川・元荒川・綾瀬川沿いには河岸が栄えた。

近代では、大正6年から昭和16年にかけて、直轄事業及び県営用排水幹線改良事業により大規模な河川改修が行われ、ほぼ現在の川の姿となった。このときの工事で、天神堀・島川・権現堂川・庄内古川が一連の河川として大落古利根川に接続され中川本流となった。

また、倉松川、大落古利根川、新方川、元荒川、大場川、綾瀬川などの支川も、流路の付け替えを含む大規模な河川改修が行われた。

当流域には、国の天然記念物の「**宝蔵寺沼ムジナモ自生地**」（羽生市）や、国の特別天然記念物である「**牛島のフジ**」（春日部市）がある。また、春日部市の旧古隅田川には、謡曲「隅田川」で知られる梅若塚伝説や、在原業平の都鳥伝説などが伝わっている。

当流域の主な神社分布は、氷川・香取・久伊豆・鷲宮の四神社であり、古代・中世における利根川（現在の大落古利根川、古隅田川等）、荒川（現在の元荒川等）の流路が、明確な境界となっている。さらに、利根川は、中世まで武蔵国と下総国との国境であった。^{注5)}

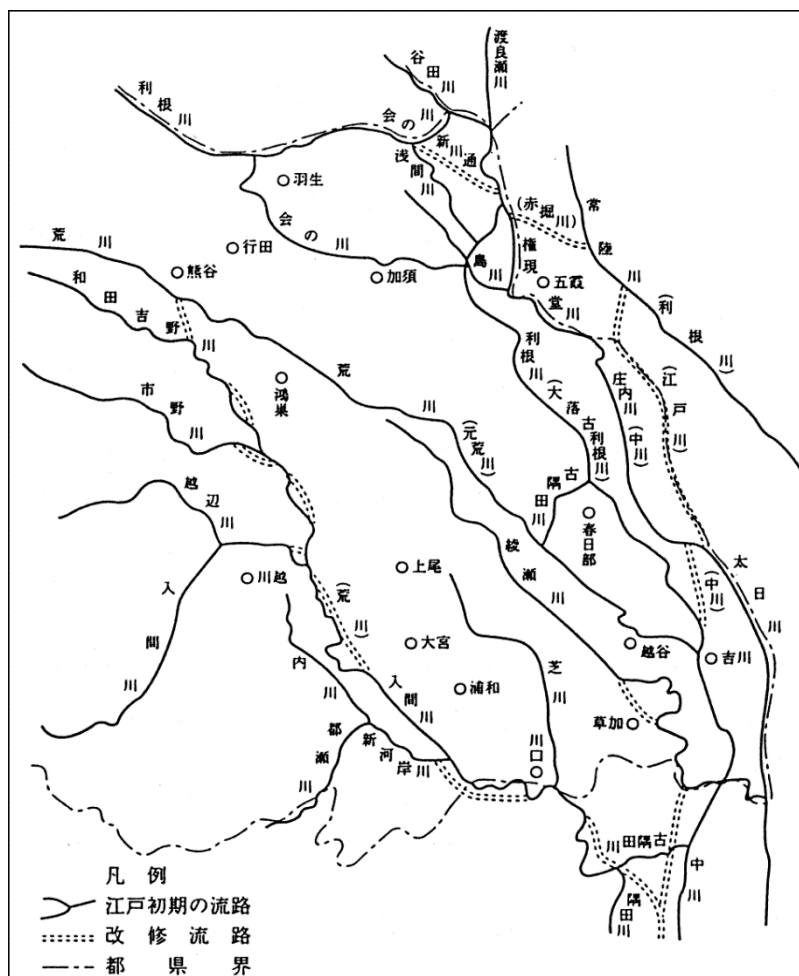


図 1-6 利根川と荒川の流路変遷図

注 1) 「利根川の東遷」

元和 7 年(1621)、関東郡代伊奈忠治が新川を開削して利根川を渡良瀬川に合流させた後、さらに幕府は承応 3 年(1654)、赤堀川を切りひろげて利根川の主流を常陸川に流下させた。これにより、はじめて利根川の主流は流域をかえて、銚子で鹿島灘におちるようになった。

注 2) 「荒川の瀬替え」

寛永 6 年(1629)、関東郡代伊奈忠治はそれまで吉川で利根川に合流していた荒川を熊谷市久下で締切り、新しい荒川の河道を開削して、当時入間川の支川であった和田吉野川に導いた。これにより、入間川の流路が荒川の本流となり、同時に荒川となった。

注 3) 「関東流」

江戸時代前期に中川流域の治水・新田開発において主流であった工法。関東流の特徴は、河川の蛇行を利用して洪水時に水量を分散せしめるもので、流路の所々に遊水池をつくり、また乗越堤により洪水を静かに溢れさせ、本堤の外側に控え堤（二重堤）を設けて本田を守る方法を採用した。

注 4) 「紀州流」

8 代将軍徳川吉宗時代に主流となった工法。堤防の強化と直線化により、洪水流をすばやく海に流すとともに、曲流部の旧河床や遊水池を干拓して水田化する工法である。

注 5) 出典：「埼玉平野の成立ち・風土」

1.2 ブロックの現状と課題

1.2.1 過去の洪水と治水の現状

ブロック西部に位置する綾瀬川^{あやせがわ}では、昭和 54 年 10 月台風 20 号、昭和 61 年 8 月台風 10 号及び平成 3 年 9 月台風 18 号などにより、幾度も甚大な浸水被害（表 1-1）が発生したため、再度災害を防止するための集中的な整備事業である、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）を 3 度実施している。また、中川^{なかがわ}の支川である新方川^{にいがたがわ}でも、昭和 57 年 9 月台風 18 号及び昭和 61 年 8 月台風 10 号の被害により、過去 2 度の激特事業を実施している。



図 1-7 中川・綾瀬川ブロックの河川整備状況（令和元年度末）

平成 7 年には、国、東京都管理区間において、三郷排水機場（200m³/s）と綾瀬排水機場（100m³/s）が、平成 10 年には八潮排水機場（100m³/s）が完成し、埼玉県管理区間においても、平成 11 年に中川上流排水機場（50m³/s）、平成 13 年に辰井川排水機場（10m³/s）及び大場川上流排水機場（40m³/s）が完成した。また、国において、平成 14 年には首都圏外郭放水路が江戸川～倉松川間で試験通水を開始し（ポンプ：100m³/s 暫定完成）、平成 18 年には大落古利根川まで延伸し、200m³/s のポンプ規模で完成した。

表 1-1 中川・綾瀬川ブロックにおける被害状況

	中川・綾瀬川流域 平均雨量		浸水面積 (ha)	浸水戸数（戸）			備 考
	48 時間最大 (mm/48hr)	時間最大 (mm/r)		床上浸水	床下浸水	計	
昭和 33 年 9 月	266.9	28.7	27,840.0	11,563	29,981	41,544	
昭和 54 年 10 月	100.1	15.3	524.2	1,168	8,349	9,517	綾瀬川・伝右川激特 採択洪水
昭和 56 年 10 月	143.3	26.3	2,354.1	3,797	30,021	33,818	伝右川・辰井川激特 採択洪水
昭和 57 年 9 月	195.5	23.5	5,075.7	6,729	22,728	29,457	新方川激特採択洪水
昭和 61 年 8 月	200.3	32.3	2,115.9	4,618	12,256	16,874	綾瀬川・新方川激特 採択洪水
平成 3 年 9 月	184.3	17.1	2,493.5	4,172	13,774	17,946	綾瀬川・辰井川激特 採択洪水
平成 8 年 9 月	168.7	18.4	1,111.0	162	2,731	2,893	
平成 10 年 8 月	135.7	17.3	0.8	0	88	88	
平成 10 年 9 月	132.3	23.0	60.0	18	223	241	
平成 11 年 8 月	174.0	18.1	153.5	53	653	706	
平成 12 年 7 月	163.4	25.7	194.6	109	971	1,080	
平成 13 年 9 月	130.5	15.4	0.5	4	11	15	
平成 14 年 7 月	143.4	17.0	23.9	3	82	85	
平成 16 年 10 月	200.1	18.4	416.0	111	756	867	台風 22 号
平成 16 年 10 月	162.4	21.1	7.2	26	257	283	台風 23 号
平成 18 年 12 月	170.2	16.0	52.2	27	184	211	
平成 20 年 8 月	135.0	22.4	149.7	154	1,892	2,046	
平成 21 年 8 月	69.9	21.8	89.4	9	46	55	
平成 21 年 10 月	121.8	30.4	38.1	85	557	642	
平成 25 年 10 月	180.9	28.3	47.1	349	1,380	1,729	
平成 26 年 6 月	200.7	10.9	0.0	1	0	1	
平成 27 年 9 月	228.7	18.0	1,040.4	877	3,960	4,837	
平成 28 年 8 月	111.5	24.3	18.7	3	53	56	
平成 29 年 10 月	193.5	18.3	26.7	13	170	183	台風 21 号
令和元年 10 月	216.4	22.8	6,029.0	1,161	1,587	2,748	台風 19 号

出典）流域平均雨量：「江戸川河川事務所提供資料」より。

浸水面積、浸水戸数：「水害統計」より

ただし、昭和 33 年 9 月洪水の数値は「中川・綾瀬川流域浸水実績図集」より

また、令和元年 10 月の浸水面積、浸水戸数については埼玉県資料より

平成 27 年 9 月には、
平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、甚大な
浸水被害が発生した。
そのため、平成 28 年に
新方川で、浸水被害緊急対策事業を実施し、
平成 29 年 5 月に完了した。



H27.9 浸水被害（越谷市・せんげん台駅前）

平成 28 年 3 月には、
武蔵水路改築事業が完成し、^{もとあらかわ}元荒川流域内の河川から計 $50\text{m}^3/\text{s}$ の洪水を取り
込むことが可能となった。

令和元年 10 月には、東日本台風による降雨により、^{なかがわ}中川・^{あやせがわ}綾瀬川流域では
7 河川で溢水・越水による浸水被害が発生した。

1.2.2 治水の課題

中川・綾瀬川^{なかがわ あやせがわ}ブロック内の河川は、大河川の旧流路を除く大半の河川が、元々^{かんがい}灌漑排水のために人工的に開削した農業用の用排水路であり、川幅が狭い上に流域が一様に平坦なことから、河道の流下能力は極めて小さく、治水上の課題となっている。また、下流部は市街化が進行しているため、川幅を大幅に広げることが困難である。そのため、治水方策としては河道の整備とともに、必要に応じ流域外の^{あらかわ えどがわ}荒川や江戸川に排水をしたり、河川に調節池を設けて洪水流量の低減を図っていく必要がある。

また、昭和 30 年代からの高度経済成長に伴って人口が都市に集中し、都市が無秩序に拡大するいわゆるスプロール化^{注1)}が進み、開発に伴う流出量の増大や、従来有していた保水・遊水機能が減少したことにより、昭和 55 年に総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策^{注2)}を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めていく必要がある。

さらに、新たな開発によって地面がコンクリートやアスファルト等に覆われることにより、流域が従来持っていた保水・遊水機能が失われている。その結果、雨水は川へと一気に流れ込み、それまで安全であった地域にまで浸水が及ぶこととなる。これを防ぐために、河川への流出を少なくするよう雨水貯留施設や浸透施設を設置する必要がある、各自治体において、流出抑制対策に伴う調整池や雨水浸透施設の設置を指導していく必要がある。

同様に、既に開発されている地域についても、公園、学校、公民館等の公共施設の敷地を利用し、各自治体が流出抑制対策を実施していくことが必要である。

加えて、ブロック内 20 市 4 町で洪水ハザードマップが公表されており、広報・PR 活動を行う事による、洪水被害の軽減を目的としたソフト対策が行われており、引き続き、想定し得る最大規模の降雨での洪水浸水想定区域に基づき、水害危険性の周知促進に向けた取り組みを進めていく必要がある。

このような総合的な治水対策^{注2)}について、今後も、早期に治水安全度を向上させるため、地域住民や関係機関が協力し、流域と河川が一体となって進めていく必要がある。

注 1) 市街化の急激な進行で市街地が不規則に郊外に広がっていくこと。

一方で、国では、気候変動の影響等に伴い、全国的に激甚化・頻発化する水災害に対応するため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指し、従来までの河川・下水道管理者等による治水に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を目指すとしている。

本県においても、今後の治水対策としては、気候変動の進行に伴う豪雨の激甚化・頻発化により、毎年のように大洪水が起きることを前提に、ハード対策とソフト対策の両面から備えを進めていくことが必要である。

このため、中川・綾瀬川流域全体を見据えた「流域治水」として、

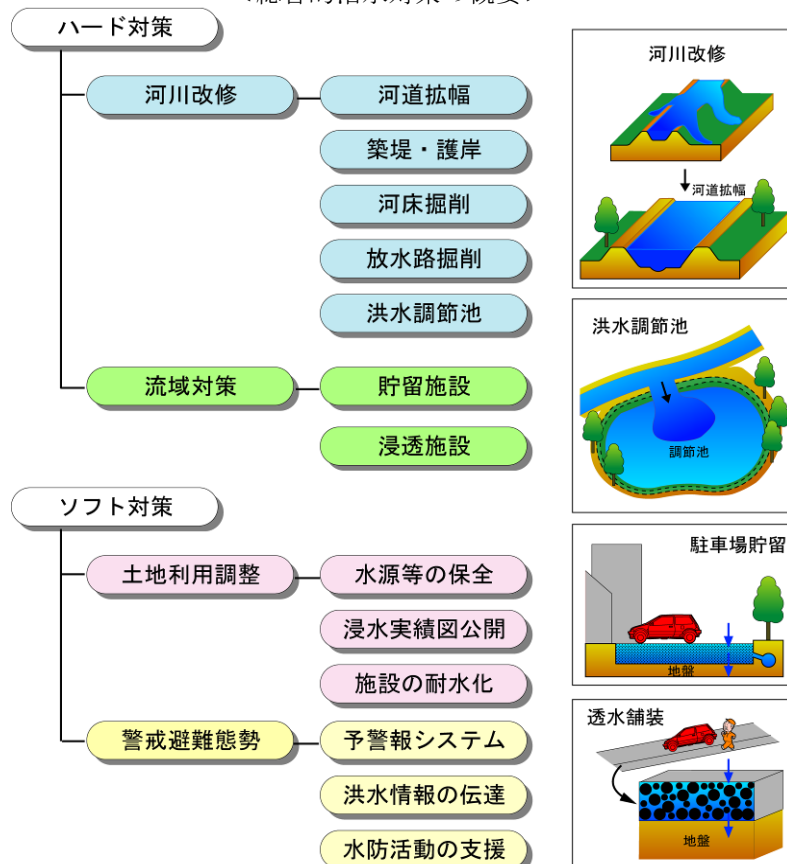
- ・ 氾濫をできるだけ防ぐ対策
- ・ 被害対象を減少させるための対策
- ・ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

を総合的かつ多層的に実施することで、国や市町村、地域住民等とともに、流域における浸水被害軽減を図っていく必要がある。

注2)「総合的な治水対策」

河川改修による治水施設の整備だけでなく、流域が従来持っていた保水・遊水機能の回復を図るため、貯留・浸透施設の設定などによる雨水の流出抑制対策や、被災時には被害を最小限に抑えるための対策を総合的な治水対策と呼んでいる。

<総合的治水対策の概要>



1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

①利水

中川・綾瀬川ブロックの河川では、利根川、荒川、江戸川から取水され、農業用水路を通じ水田を潤したのち、排水路に現れる還元水が主な水源となっている。

主な農業用水は、利根大堰から取水されている見沼代用水と葛西用水である。

見沼代用水は星川の一部区間を兼用しながら流れ、八間堰を経て瓦葺分木工で東西幹線水路に分かれ、かんがいの後、綾瀬川、芝川に還元する、また十六間堰においては元荒川に注水し、自流と併せて末田須賀堰で堰上げし利用している。

葛西用水は埼玉用水路を経て羽生地先で分水し、加須市、久喜市を経て杉戸町境の琵琶溜分木工で古利根川に注水し、自流と併せて古利根堰や瓦曾根堰で堰上げし利用している。

中川では国の管理区間に上水道用水 $6.306\text{m}^3/\text{s}$ （暫定水利権）、工業用水 $1.910\text{m}^3/\text{s}$ 、農業用水 $1.278\text{m}^3/\text{s}$ 、計 $9.494\text{m}^3/\text{s}$ の水利権が設定されている。

また、国の管理区間を除く中川・綾瀬川ブロックの各河川には、農業用水の水利権約 $114.43\text{m}^3/\text{s}$ （慣行水利権 $19.08\text{m}^3/\text{s}$ 、許可水利権 $95.35\text{m}^3/\text{s}$ ）が設定されている。

このように、中川、綾瀬川ブロック河川は、山地などの自己水源に乏しく、農業用水の還元水が重要なウェイトを占めている。そのため、非かんがい期には流量が激減するため、河川環境の悪化が著しい。

今後も、土地利用の変化に対応した水利用の調整と非かんがい期の通水等によって河川環境の改善を図っていく。



元荒川 末田須賀堰（さいたま市岩槻区）

②河川環境

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川は、流域の地形の大半が低平地となっているため、河川勾配は緩く、大半の区間では大規模な砂州は形成されず、顕著な瀬や淵は見られない。

また、農業用の排水路として開削された河川が多いので、これらの河川は広々とした豊かな自然に恵まれた田園の中を流下している。

もともとは、低湿地帯であったこの地も長い歴史の中で多くの池沼群の干拓が行われ、近年では都市化の進展

に伴う宅地化等により、生物にとって重要な生育・生息環境となる低湿地帯としての機能は失われつつあり、上中流の水際には、動物の生息に重要な環境条件となるヤナギ林、竹林などの河畔林やオギ、ヨシなどの群落が僅かであるが見られる。

このような変化の中で、かつてはこの地に生息した魚類のミヤコタナゴやゼニタナゴ、昆虫類ではタガメ、ゲンゴロウ等が絶滅し、姿を消している。

現在、魚類では、コイ、ギンブナ、モツゴ、ニゴイなどのコイ科、スズキ、ボラ、トウヨシノボリなどのハゼ科、そのほかドジョウ、メダカ、ナマズなどが確認されている。また、近年、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種も多く確認されるようになり、生態系への影響が懸念される。

しかしながら、現在でも貴重種であるムサシトミヨやメダカ等の魚類やオオモノサシトンボ等の昆虫類が確認されている。

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査では、多くの生物が生息できる河川にしてほしいという要望が強いため、関係機関とも連携しながら、過去からの変遷を考慮し、河川環境の維持・保全に努めていく必要がある。



元荒川の河畔林（さいたま市岩槻区）

③流況

なかがわ 中川・あやせがわ綾瀬川ブロックの平常時流量の多くは、利根大堰などから取水された農業用水の落水により構成されているため、かんがい灌漑期の流量は豊富であるが、ひかんがい非灌漑期の流量は極めて少ない。

あやせがわ 綾瀬川、でんうがわ伝右川、けながわ毛長川には、水質改善及び水量回復を目的とした、あやせがわ綾瀬川・しばかわ芝川等浄化導水事業（荒川導水）を実施している。

なかがわ 中川・あやせがわ綾瀬川ブロックの流況は不安定な要素はあるが、関係機関と協力して水環境機能の維持に努めていく必要がある。

④水質

なかがわ 中川・あやせがわ綾瀬川ブロックの環境基準^{注1)}は、すべてC類型（BOD5mg/l）と指定されており、BODの環境基準適合割合^{注2)}は、なかがわ中川水域では長期的には50%前後の横ばい状態であるが、1996年以降60%以上となっており、その後も改善を続け、**2017**年の適合率は92%に達している。また、あやせがわ綾瀬川水域は30%前後と低く推移していたが、1996年以後急速に改善し、2014年には適合率100%を記録、それ以降も高い適合率を維持している。

また、BOD値の月別変化で見ると、各環境基準地点ともに農業用水の取水が少なくなり、河川の流量が減少する冬期（ひかんがい非灌漑期）はBODが上昇する傾向がみられる。

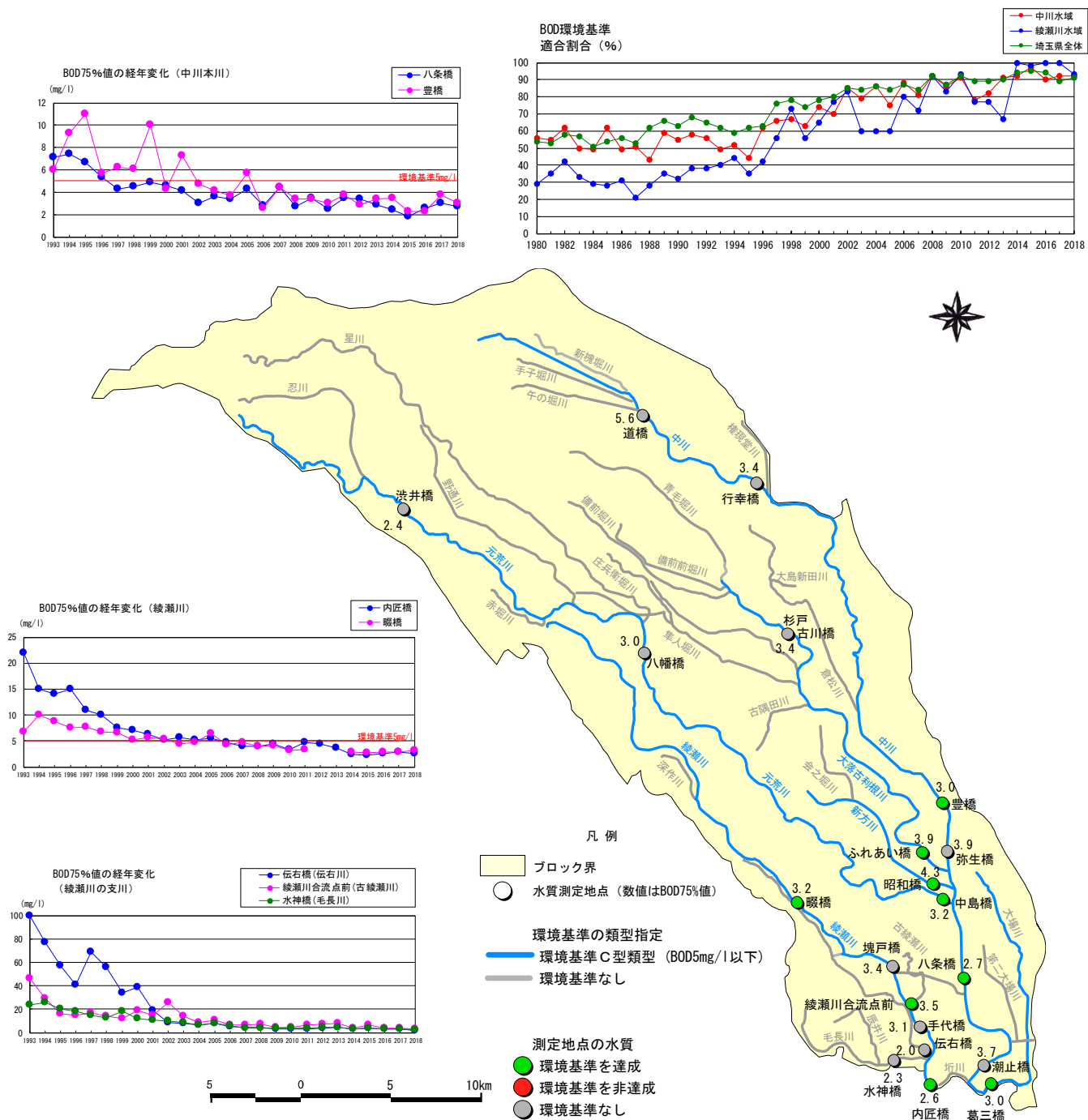


図 1-8 なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの水質状況（平成 30 年現在）

あやせがわ
綾瀬川やその支川の古綾瀬川、伝右川、辰井川では水質汚濁が顕著であつたため、平成 7 年から「利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21）」により、河川直接浄化施設の整備や浚渫の実施、浄化用水の導水など、水質の改善を図る様々なプロジェクトが実施され効果を上げてきた。平成 13 年には、とねがわ あやせがわ
「利根川水系綾瀬川第二期水環-境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ^{注 3)}）」の対象河川となり、継続的な改善努力を実施していくことになった。なお、平成 14 年（2002 年）の BOD75%値を見てみると、

綾瀬川の内匠橋地点では 5.3mg/l と環境基準（10mg/l）を下回っているが、
 堰橋地点では 5.4mg/l と環境基準（5mg/l）を上回っている。また、綾瀬川
 の支川については、古綾瀬川の綾瀬川放水路前地点で 10mg/l、伝右川の伝右橋
 地点で 9.5mg/l、毛長川の水神橋地点で 11mg/l となっている。

全体として、中川・綾瀬川ブロックの水質は、下水道や合併処理浄化槽な
 どの整備・普及、産業排水に対する規制などにより徐々に改善され、平成 27
 年（2015 年）には環境基準達成率 100%を記録した。

今後も関係機関や地域と連携して、水質の維持または改善に努める必要が
 ある。

注 1)「環境基準」

公害防止の目標値。AA～E 類型の 6 段階に分類。

注 2)「環境基準適合割合」

毎月 1 回測定している場合、1 年間の 12 個のデータのうち水質の良い方から 9 番目の
 データが 75%値となる。

BOD の測定結果については 1 年間で得られたすべての日平均のうちで、その地点が属
 する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75%以上である場合
 に、環境基準に適合していると評価している。

言い換えれば、ある地点の BOD75%値が、環境基準以下のとき、環境基準に適合してい
 ると言える。

$$\text{環境基準適合割合 (\%)} = \frac{\text{環境基準に適合する日数}}{\text{測定日数}} \times 100$$

注 3)「清流ルネッサンスⅡ」

水質汚濁が著しい河
 川・湖沼・ダム貯水池な
 などを対象に、きれいな水
 環境へ改善することを
 目的として策定された
 計画のことであり、日本
 のすべての汚れた河川
 などを対象に実施され
 るものではなく、水質改
 善に対する市町村や住
 民の方々などの熱意が
 あり、積極的に取り組ん
 でいる河川のみで策定
 される計画である。

<清流ルネッサンスⅡ・計画イメージ図>



⑤河川の利用

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川は、平坦な流域を緩やかに流れる河川が多く、田園地域では周囲と調和した、豊かな水辺空間を形成している。

また、もとあらかわ あやせがわ元荒川、綾瀬川の下流部、でんうがわ おおとしふるとね伝右川や大落古利根川などでは、広い静水面が都市の中で開放感をもたらす貴重な空間となっており、遊歩道や川に降りられる階段護岸が整備されている。

さらに、川幅に余裕のある
おおばがわ大場川の下流では、人々のウォーターレクリエーションの要請に応え、プレジャーボートの施設としてだけでは

なく、不法係留対策の一環として「おおばがわ大場川マリーナ」が整備され、利用されている。

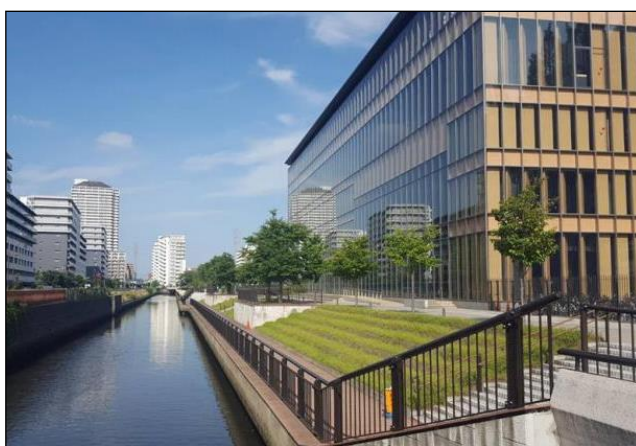
なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査によると、人々が川へ行く目的は散歩が圧倒的に多く、河川に整備してほしい施設として、遊歩道や休憩所を望む声が多い。

一方で、河川へのゴミの不法投棄、広大な河川区域に工作物や盛土の不法占用が行われ、河川管理上の大きな問題となっている。

このようなことを踏まえ、今後は、関係機関や地域住民と連携・協力しながら、適正な河川利用と維持管理を行っていく必要がある。



元荒川の遊歩道の整備（越谷市）



伝右川の遊歩道の整備（草加市）

2 河川整備計画の目標に関する事項

2. 1 計画対象期間及び計画対象区間

2.1.1 計画対象期間

計画対象期間は、計画策定から概ね 30 年の期間とする。

ただし、本計画はブロックの社会状況、自然状況、河道状況などの変化や新たな知見・技術などの変化により、適宜見直しを行う。

2.1.2 計画対象区間

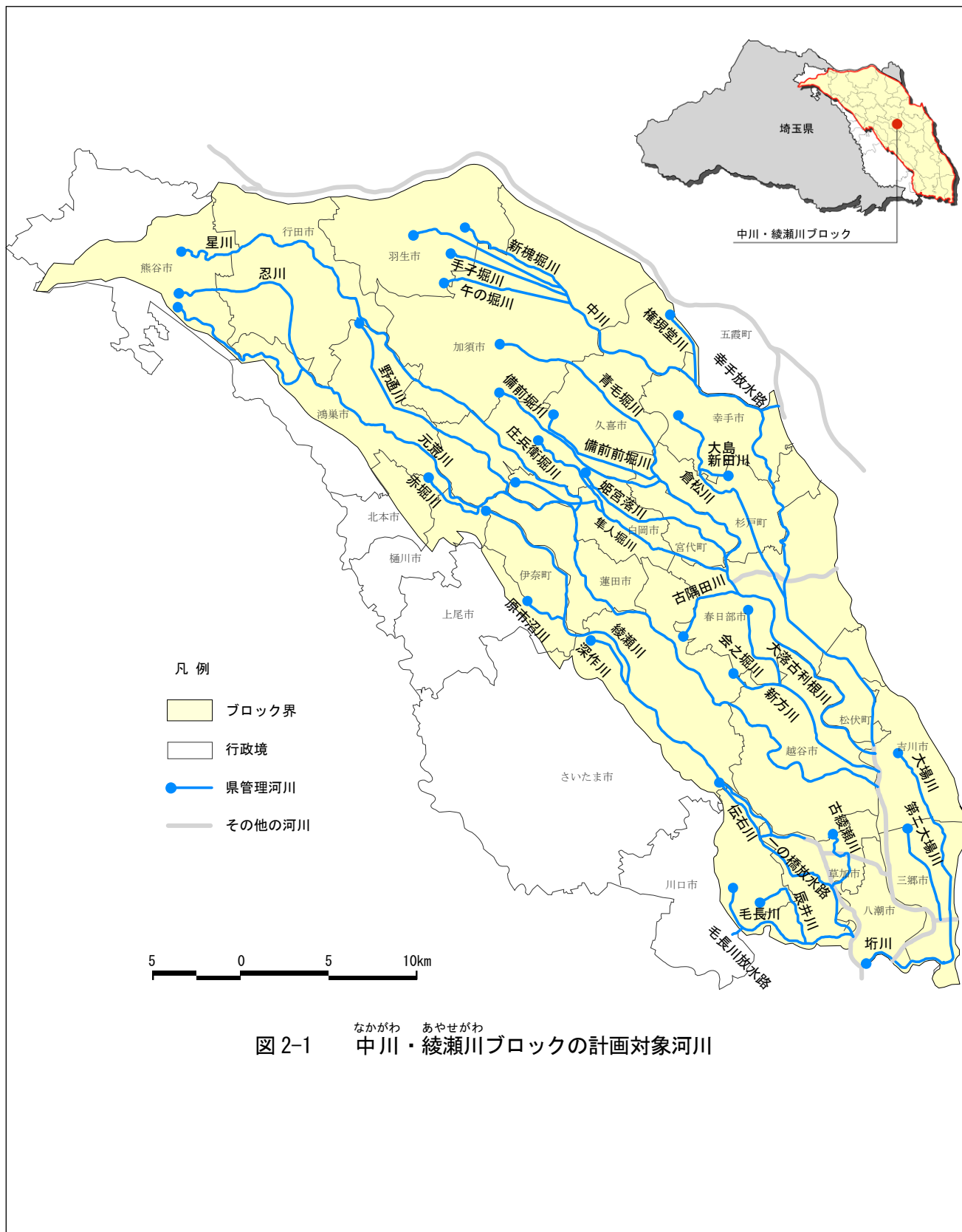
河川整備計画の対象とする区間は、^{なかがわ}中川・^{あやせがわ}綾瀬川ブロックにおける全ての一級河川の埼玉県管理区間とする。

表 2-1 (1) ^{なかがわ}中川・^{あやせがわ}綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
^{なかがわ} 中川	左岸 羽生市大字羽生東谷 3701 番の 1 地先 右岸 同市同大字字向谷 412 番地先	大臣管理区間 起点	47,100
^{あやせがわ} 綾瀬川	左岸 桶川市大字小針領家字堤内 1459 番地先 右岸 同市同大字同字 1494 番地先	大臣管理区間 起点	30,766
^{けながわ} 毛長川	左岸 川口市大字安行慈林字法印前 33 番地先 右岸 同市同大字同字 5 番の 4 地先	綾瀬川への 合流点	9,730
^{たついがわ} 辰井川	川口市大字安東本郷字合ノ谷 942 番の 1 地先の市道橋	毛長川への 合流点	5,400
^{けながわ} 毛長川放水路	毛長川からの分派点	新芝川への 合流点	960
^{でんうがわ} 伝右川	左岸 川口市東川口 5 丁目 32 の 7 地先 右岸 さいたま市緑区東大門 3 丁目 101 番地先	綾瀬川への 合流点	13,120
^{いち はしほうすいろ} 一の橋放水路	伝右川からの分派点	綾瀬川への 合流点	700
^{ふるあやせがわ} 古綾瀬川	左岸 越谷市大字麦塚字道沼 1629 番地先 右岸 同市大字蒲生字八幡 169 番地先	綾瀬川への 合流点	5,400
^{ふかさくがわ} 深作川	左岸 さいたま市大字丸ヶ崎字押廻シ 2814 番の 1 地先 右岸 同市同大字 2760 番の 1 地先	綾瀬川への 合流点	3,850
^{おおぼがわ} 大場川	左岸 吉川市大字平沼字多いと切 194 番地先 右岸 同市同大字同字 210 番地先	中川への 合流点	16,800
^{だいに} 第二大場川	左岸 吉川市大字道庭字堤外 488 番の 1 地先 右岸 同市同大字同字 404 番の 1 地先	大臣管理区間 起点	5,728
^{がけがわ} 垢川	綾瀬川からの分派点	中川への 合流点	2,100

表 2-1 (2) なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
もとあらかわ 元荒川	左岸 熊谷市大字久下字熊久 3951 番の 1 地先 右岸 同市大字佐谷田字八町 2084 番の 1 地先	中川への 合流点	60,650
ほしかわ 星川	熊谷市大字上川上字前 493 番 3 地先の市道橋下流端	元荒川への 合流点	33,080
やどおりがわ 野通川	左岸 行田市大字小針字星川 51 番地先 右岸 同市同大字字埜通 449 番地先	元荒川への 合流点	13,770
あかほりがわ 赤堀川	左岸 鴻巣市大字常光字高野 1625 番の 1 地先 右岸 北本市大字常光別所字上手 451 番の 1 地先	元荒川への 合流点	3,970
おしかわ 忍川	左岸 熊谷市大字平戸字八町 2335 番地先 右岸 同市同大字同字 2292 番の 2 地先	元荒川への 合流点	11,520
にいがたがわ 新方川	左岸 春日部市大字増田新田字南 313 番地先 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先	中川への 合流点	10,860
あいのほりがわ 会之堀川	左岸 春日部市大字粕壁字内谷 3766 番地 右岸 同市同大字字立沼 4575 番の 1 地先	新方川への 合流点	4,500
おおおとしふるとねがわ 大落古利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下野字山谷 991 番の 1 地先 右岸 久喜市大字吉羽字下河原 277 番の 4 地先	中川への 合流点	26,800
ふるすみだがわ 古隅田川	左岸 春日部市大字花積字合耕地 152 番の 3 地先 右岸 さいたま市岩槻区大字南平野字下六反 1089 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	4,800
はやとほりがわ 隼人堀川	左岸 白岡市大字柴山字芽田 1340 番の 1 地先 右岸 同市同大字同字 1338 番地先	大落古利根川 への合流点	14,187
しょうべいほりがわ 庄兵衛堀川	左岸 久喜市大字菖蒲町台字北 1903 番の 1 地先 右岸 同市同大字同字 1902 番の 1 地先	隼人堀川への 合流点	5,883
ひめみやおとしがわ 姫宮落川	左岸 久喜市大字下早見字内谷 699 番地先 右岸 同市同大字字大谷 746 番地先	大落古利根川 への合流点	10,690
びぜんほりがわ 備前堀川	左岸 加須市大字鴻荃字三俣 282 番の 1 地先 右岸 同市大字芋荃字北谷 2204 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,400
びぜんまえほりがわ 備前前堀川	久喜市大字所久喜 809 番の 2 地先の県道六万部久喜停車場線万蔵橋下流端	大落古利根川 への合流点	7,820
あおげほりがわ 青毛堀川	左岸 加須市大字下高柳字池原 1891 番の 1 地先 右岸 同市同大字字小宮 1627 番地先	大落古利根川 への合流点	11,238
くらまつがわ 倉松川	左岸 幸手市大字幸字裏町堀合堰 4313 番の 3 地先 右岸 同市同大字同字 4526 番の 6 地先	中川への 合流点	13,800
おおしましんでんがわ 大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への 合流点	1,950
さってほうすいろ 幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への 合流点	1,100
うま ほりがわ 午の堀川	左岸 羽生市大字町屋字八幡 573 番の 1 地先 右岸 同市同大字字木村 334 番の 1 地先	中川への 合流点	7,400
てごほりがわ 手子堀川	左岸 羽生市大字下手子林字下新井 2251 番の 1 地先 右岸 同市同大字同字 2252 番の 1 地先	中川への 合流点	6,400
しんさいかちほりがわ 新 槐 堀 川	左岸 羽生市大字喜右衛門新田字前沼 617 番の 1 地先 右岸 同市同大字北萩島字中浦 503 番の 1 地先	中川への 合流点	6,300
ごんげんどうがわ 権現堂川	左岸 幸手市大字権現堂字外上野 1134 番の 2 地先 右岸 久喜市大字小石衛門字堤外 302 番の 125 地先	中川への 合流点	4,580
はらいちぬまがわ 原市沼川	左岸 北足立郡伊奈町大字小室字道下 536 番地 2 地先 右岸 上尾市大字平塚字下 301 番 4 地先	綾瀬川への 合流点	4,934



2. 2 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川では、将来的な計画を考慮しながら当面の県の改修目標である時間雨量 50mm 程度、本ブロックにおいて年超過確率 1/10 相当の降雨は^{注 1)}、安全に流下させることのできる整備を目指す。

河道改修、放水路、排水機場、調節池などの施設整備を効果的に組み合わせて、治水効果の早期発現を図るよう計画的な治水施設の整備を行う。

施設の整備と併せて、流域の保水・遊水機能を適切に確保するなど、総合的な治水対策を進めていく。

また、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、堤防の強化や排水機場の耐水化対策等を実施するとともに、国・県・市町村で組織する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という）における、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水・浸水被害軽減などを実現するための「取組方針」を定め、実施していく。

さらに、「流域治水」に基づき、「被害対象を減少させるため」の対策として、水害リスクがより低い地域への誘導・住まい方の工夫等を、関係機関と調整を図りながら促進していく。

2. 3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の流水の正常な機能の維持については、農業用水などの利水状況にも配慮しつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持などに必要となる流量を検討し、その流量を確保できるように関係機関や地域住民と連携して健全な水循環の構築に努める。

注 1) 年超過確率とは、一年間にその規模を超える事象が発生する確率であり、例えば、年超過確率 1/10 の規模の雨量が 200mm である場合、「ある年において、200mm/日を超える雨が降る確率が 1/10」となる。（「年超過確率」について 平成 24 年 10 月 16 日事務連絡 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室長 通達より引用）※詳細については、27 頁「【参考（コラム）】年超過確率について」参照

2. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの多様な河川環境の現状の把握に努め、地形特性、自然環境、歴史、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に関係機関及び地域住民と連携し、協力を得ながら取り組んでいく。

河川環境、景観などに優れ、十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全するほか、河川整備が必要な区間においても、事業の実施にあたっては、**多自然川づくりを基本とし**、良好な河川環境を可能な限り保全、再生、**創出**していく。

河川環境の整備と保全を図るため、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、自然と調和を図った整備と保全を行う。

自然環境の保全・再生にあたっては、流域に広がる動植物の生息・生育・繁殖場所を広域的に結ぶ生態系ネットワークの形成に努めるとともにグリーンインフラ^{注2)}による環境の保全・創出、地域振興の実現に努めていく。

また、生物の量とその多様性の確保についても関係機関及び地域住民と連携・調整を図り検討をしていく。

水質については、平成13年～平成22年の期間において、利根川水系^{あやせがわ}綾瀬川第二期環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)による浄化施設の設置^{しゅんせつ}、浚渫、浄化用水(荒川導水)といった各種施策を継続的に実施し、河川の美化活動に取り組んでいる地域住民・市民団体や下水道管理者等の関係機関と協力して、水質の向上や河川区域内のゴミの減量などの美化に努めた。平成29年以降は「綾瀬川・中川水質改善流域協議会」へその役割を移し、綾瀬川及び中川における浄化対策の総合的な施策を推進し、水質の維持または改善に努める。

河川への不法行為に関しては、関係機関などと連携して早期是正を図るものとする。

注2) グリーンインフラとは、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題に対する一手法であり、治水、土砂災害防止、生物多様性の向上、雨水管理、景観向上等の多面的な機能を持っている。

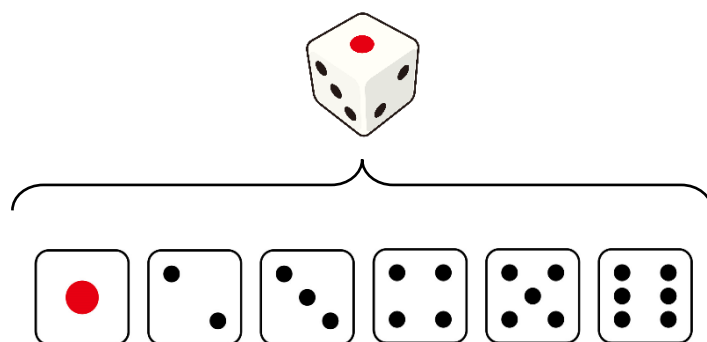
【参考（コラム）】年超過確率について

年超過確率とは、毎年、1 年間にその規模を超える事象が発生する確率を示しています。

例えば、「日雨量 220mm、年超過確率 $1/10$ の規模の洪水」の場合、毎年、1 年間に日雨量 220mm を超える規模の洪水が発生する確率が $1/10$ （10%）であることを示しています。洪水が 10 年間隔で発生するという意味を示しているものではありません。

サイコロを例に用いると、以下の内容になります。

- ・サイコロを振って 1 の目が出る確率は常に $1/6$ である。
- ・サイコロを六回振って、1 の目が出るのはそのうち一回と決まっていない。
二回以上 1 の目が出ることもあれば、一回も 1 の目が出ないこともある。
- ・サイコロを振って 1 の目が出た場合、次に 1 の目が出るのは六回後と決まっていない。
1 の目が連続して出ることもある。



1～6 の目が出る確率は何回振っても常に $1/6$

出典：「年超過確率について」

平成 24 年 10 月 16 日 事務連絡 水管理・国土保全局河川計画課 河川計画調整室長

3 河川整備の実施に関する事項

3. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

3.1.1 河川工事の目的、種類

洪水による災害の発生の防止または軽減に関する目標に従い、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標を考え合わせたうえで、**当面の県の改修目標である時間雨量 50mm 程度、本ブロックにおいて年超過確率 1/10 相当の降雨による洪水を、安全に流下させる河川施設整備を計画的に行うものとする。**

計画対象河川については、流域の状況を考慮し浸水被害解消の観点から、緊急性の高い箇所から整備を行う。

本計画で示した河道の断面は、治水計画上、その地点において最低限必要な流下能力を確保するものとして設定したものである。従って、河川幅に余裕がある箇所等においては、それらの空間を適切に活かした河道の保全・整備を地域の方々の意見を参考にしながら実施していく。

また、「流域治水」に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐための対策」として、河道掘削、堤防整備による流下能力の向上、調節池整備や雨水貯留浸透施設の整備を促すことによる貯留能力の確保、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばす粘り強い堤防の強化など、流域全体で治水対策に取り組む。

河川工事の実施にあたっては、以下の点に配慮して整備を行う。

- ・ 多自然川づくりを基本とし、各地域の特徴を踏まえ、現地や周辺の動植物の生息・生育・繁殖環境の把握に努め配慮する。また、地域の歴史・文化や周辺環境との調和にも配慮し、良好な景観の保全と形成に努める。
- ・ 護岸整備にあたっては、動植物の生息状況及び生育環境の把握、現地表土の利用、回避・移植などの対策に努め、水辺に生物が生息しやすい木材や石などの自然素材を利用するなど、自然にやさしい水辺づくりに努めるほか、人々が自然とふれあい、共生できる良好な水辺空間の確保に努める。
- ・ 調節池や放水路の整備にあたっては、動植物の生息状況及び生育環境の把握に努め、必要に応じて現地表土の利用、回避・移植などの対策に努める。

- ・ 堰、落差工などの河川横断工作物の設置にあたっては、魚類等の移動や生息環境に配慮した構造とするように努める。また、これらが河川占有者によって新設・改築される場合にも、十分な調整を行っていくものとする。

なかがわ
中川

- ・ 宇和田公園橋（幸手市）上流の一部区間、及び昭和橋（久喜市）から上流の一部区間の整備がほぼ完了している。
- ・ 本計画では、上記区間を除く全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息環境及び生育環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンド^{注1)}などの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。

あやせがわ
綾瀬川

- ・ 堰橋（さいたま市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、堰橋上流区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 改修にあたっては、周辺環境との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努めた整備を行う。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）により、地域の取り組みと一体となって、水環境の改善を図っていく。

注1) 「ワンド」

入り江や淵といった静水域。流れが緩やかで草などが茂り、魚類のよい繁殖の場となる。

けなががわ
毛長川

- ・ 毛長川調節池周辺を除くほぼ全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）により、地域の取り組みと一体となって、水環境の改善を図っていく。

たついがわ
辰井川

- ・ 中・下流区間についてはほぼ整備が完了しており、本計画では上流区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 調節池の整備にあたっては、広大なオープンスペースを生かし、川口市の計画している「（仮称）新郷東部公園」の整備とあわせて、自然環境の再生や人々に安全と潤いのある生活環境を提供するなど、さまざまな機能を持たせ活用する。

でんうがわ
伝右川

- ・ 概ね改修が終わっているが、神明排水機場上流及び吉永橋（草加市）上流の一部区間が未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤及び河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、神明排水機場を増強する。
- ・ 整備にあたっては、改修済みの上下流区間と整合を図った整備とする。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）により、地域の取り組みと一体となって水環境の改善を図っていく。

ふるあやせがわ
古綾瀬川

- ・ 中流部は一部橋梁区間を除き、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、上・下流区間及び中流の橋梁区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、綾瀬川合流点に排水機場を整備する。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）により、地域の取り組みと一体となって水環境の改善を図っていく。

おおぼがわ
大場川

- ・ 中川合流点から葛三橋（三郷市）までの区間及び吉川調節池越流堤付近については、整備が完了している。
- ・ 本計画では、吉川調節池越流堤付近を除く葛三橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤や河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池の整備や排水機場の増強を行う。

だいにおおぼがわ
第二大場川

- ・ 県管理区間の下流端から上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

がけがわ
圀川

- ・ 概ね整備が完了しているが、葛西用水路合流点周辺が一部未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤、河床掘削及び河道拡幅により河積の増大を図る。

もとあらかわ
元荒川

- ・ 元荒川は、しらこぼと橋（越谷市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、しらこぼと橋から県管理区間上流端までの区間の河道整備を行うが、このうち星川合流点より下流区間については、概ね整備目標相当の河積が確保されているので、現況河道を利用し築堤を主とした軽微な改修（一部引堤区間で高水敷掘削を行う）を実施する。
- ・ 星川合流点より上流区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の拡大を図る。
- ・ 河道のピーク流量を低減させるため、調節池及び放水路を整備する。
- ・ 河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力活かした整備を行うよう努めるとともに、元荒川の源流部には環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されているムサシトミヨが生息しているので、整備にあたっては十分配慮する。

- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息・**生育・繁殖**環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。
- ・ なお、元荒川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているキタミソウ**と**いった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

ほしかわ 星川

- ・ 元荒川合流点から十六間堰までの区間と十六間堰から見沼代用水路との合流点まで（見沼代用水路兼用区間）の区間については、整備が完了している。
- ・ 本計画では、見沼代用水路合流点から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ なお、星川の水辺には環境省のレッド**リスト**において絶滅危惧種に指定されているキタミソウ**と**いった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

やどおりがわ 野通川

- ・ 元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺に広がる田園地帯の景観との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、自然にやさしい水辺づくりに努める。

あかほりがわ 赤堀川

- ・ 元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

おしかわ
忍川

- ・ 元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

にいがたがわ
新方川

- ・ 昭和 57 年及び昭和 61 年に多大な洪水被害が生じたため、河川激甚災害対策特別緊急事業によって、中川合流点から国道 4 号バイパスまでの改修を行っている。
- ・ 本計画では、上記区間については一部堤防の余裕高不足を解消するための嵩上げを行い、国道 4 号バイパスから県管理区間上流端までの区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ なお、新方川の川岸のヨシ自生地には、埼玉県のレッドデータブックに記載されているクイナ、バンといった生息がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

あいのほりがわ
会之堀川

- ・ 会之堀橋（春日部市）下流から県管理区間上流端までの区間では、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、新方川合流点から会之堀橋下流までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

おおとしふるとねがわ
大落古利根川

- ・ 利根川の旧流路であり、元々河積が大きく、現況流下能力が比較的高いため、中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤を主とした軽微な改修を実施する。
- ・ 築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺の景観との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、自然にやさしい水辺づくりに努める。
- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。
- ・ なお、大落古利根川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているキタミソウやノウルシといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

ふるすみだがわ
古隅田川

- ・ 大落古利根川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

はやとほりがわ
隼人堀川

- ・ 大落古利根川合流点から海老島橋（白岡市）下流までの区間では、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、海老島橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

しょうべいほりがわ
庄兵衛堀川

- ・ 隼人堀川合流点から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図るとともに、河道のピーク流量を低減させるため、導排水路を整備し、既存の調整池を調節池として活用する。

ひめみやおとしがわ
姫宮落川

- ・ 大落古利根川合流点から柚ノ木橋（宮代町）下流までの区間については、暫定改修工事が完了している。
- ・ 本計画では、柚ノ木橋下流から県管理区間上流端までの区間について整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ なお、姫宮落川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているノウルシ、コウホネ、ナガボノシロワレモコウといった生育がみられる地域や、カワセミの生息地及び繁殖地となっている地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

びぜんほりがわ びぜんまえほりがわ
備前堀川、備前前堀川

- ・ それぞれ大落古利根川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ なお、備前堀川、備前前堀川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているフジバカマ、ナガボノアカワレモコウ、サンショウモ、ミズワラビといった生育がみられる地域や、ジャコウアゲハの生息がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

あおげほりがわ
青毛堀川

- ・ 大落古利根川合流点から喜橋（久喜市）下流までの区間については、整備が完了している。
- ・ 本計画では、喜橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ また、河道のピーク流量を低減させるため、花崎多目的遊水地を整備するが、整備にあたっては、広大なオープンスペースを生かし、「加須はなさき公園」の整備とあわせて、自然環境の再生や人々に安全と潤いのある生活環境を提供するなど、さまざまな機能を持たせ活用する。

くらまつがわ
倉松川

- ・ 平成 14 年に試験通水を開始した首都圏外郭放水路の整備に併せ順次改修が進んでおり、中下流部の橋梁の架替を伴う区間や天神島橋（幸手市）より上流の区間を除いて、整備が完了している。
- ・ 本計画では、中下流部の橋梁の架替を伴う区間と天神島橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ なお、倉松川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているナガボノシロワレモコウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

うま ほりがわ てごほりがわ しんさいかちほりがわ
午の堀川、手子堀川、新 梶 堀 川

- ・ それぞれ中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

その他（**全ての河川**）

- ・ 護岸の老朽化等沿川の状況の変化により、必要に応じて護岸等を整備し、安全を確認するとともに、必要な箇所において、堤防の漏水・浸透・浸食対策や地震に対する河川管理施設の耐震化を進める。
- ・ また、河道域における土砂の供給不足に起因する河床低下や河岸浸食を防止するため、必要に応じて河道の整正を実施していくとともに、河岸の崩壊など被災箇所において

は、護岸工など適宜災害復旧工事を実施する。

- ・ 河川への流出量の抑制や流域の浸水被害の軽減を図るため、関係機関と調整・連携し、遊水機能を有する土地の保全や流域内の校庭、公園、住戸等を活用した雨水貯留浸透施設の設置を促進し、河川改修と併せた総合的な治水対策事業の推進に努める。
- ・ 整備水準を上回る超過洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、必要箇所において、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう粘り強い堤防の構築を目指すほか、周辺が浸水しても排水機場がその機能維持ができるよう排水機場の耐水化対策を進める。
- ・ 河川の工事に際しては、関係機関や地域と連携・協力しながら、身近に水辺に親しめる河川空間や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川環境の整備に努める。

3.1.2 河川工事の施行の場所

今後、工事を施行していく場所は、表 3-1 に示す河道、調節池、排水機場、放水路とし、これらの整備を計画的に行うものとする。図 3-1 に、河川工事の施行区間及び場所の概要図を示す。

表 3-1 (1) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること※
なかがわ 中川	県管理区間下流端 (33.70km) ～宇和田公園橋上流 (56.17km)	22.47	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全 ・自然環境に配慮した調節池整備
	幸手市上吉羽地先 (58.74km) ～昭和橋上流 (62.46km)	3.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	東北新幹線高架橋下流 (63.37km) ～上流端 (80.80km)	17.43	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池 (1箇所)	
	小 計	43.62		
あやせがわ 綾瀬川	堰橋下流 (23.25km) ～上流端 (47.97km)	24.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池 (8箇所)	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・水環境改善
けながわ 毛長川	綾瀬川合流点 (0.00km) ～毛長川調節池越流堤下流 (8.23km)	8.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・水環境改善
	赤井橋 (8.62km) ～上流端 (9.73km)	1.11	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	小 計	9.34		
たついがわ 辰井川	峯辰井橋上流 (3.90km) ～上流端 (5.40km)	1.50	河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備
でんうがわ 伝右川	草加六丁目橋下流 (3.78km) ～草加六丁目橋 (3.88km)	0.10	築堤、河床掘削、護岸、排水 機場増強	・周辺環境と調和した水辺づくり ・水環境改善
	草加市新栄町地先私道人道橋下流 (8.37km) ～草加市新栄町地先私道人道橋下流 (8.43km)	0.06	築堤、河床掘削、護岸	
	伝右橋上流 (9.10km) ～伝右橋上流 (9.15km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	
	小 計	0.21		

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

※状況の変化や現況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

表 3-1 (2) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること※
ふるあやせがわ 古綾瀬川	綾瀬川合流点 (0.00km) ～草加市松江町地先 (0.60km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、排水機場	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・水環境改善
	松江新橋下流 (0.80km) ～松江新橋上流 (0.90km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	弁天橋下流 (1.40km) ～弁天橋上流 (1.50km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	越戸橋下流 (2.08km) ～綾瀬川放水路伏越 (2.30km)	0.22	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	草加橋下流 (3.50km) ～草加橋上流 (3.55km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	古川橋下流 (3.75km) ～古川橋上流 (3.85km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	草加市八幡町地先 (4.34km) ～草加市八幡町地先 (4.50km)	0.16	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	小 計	1.33		
おおばがわ 大場川	葛三橋下流 (1.50km) ～吉川調節池越流堤下流 (16.00km)	14.5	築堤、河床掘削、護岸、調節 池 (3 箇所)、排水機場増強	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
	吉川調節池越流堤上流 (16.20km) ～上流端 (16.80km)	0.60	築堤、河床掘削、護岸	
	小 計	15.10		
だいにおおばがわ 第二大場川	県管理区間下流端 (0.45km) ～上流端 (6.18km)	5.73	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池 (5 箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
がけがわ 圀川	葛西用水路合流点下流 (0.78km) ～葛西用水路合流点上流 (0.86km)	0.08	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・周辺環境と調和した水辺づくり
もとあらかわ 元荒川	越谷市大成町地内 (1.10km)	-	調節池 (1 箇所)	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全 ・自然環境に配慮した調節池、放水路整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
	越谷市大字増森地先 (1.85km) ～越谷市大字増森地先 (1.90km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	
	しらこぼと橋下流 (3.80km) ～上流端 (60.65km)	56.85	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池 (2 箇所)、放水 路	
	小 計	56.90		
ほしかわ 星川	見沼代用水路合流点 (24.40km) ～上流端 (33.08km)	8.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池 (1 箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
やどおりがわ 野通川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (13.77km)	13.77	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池 (3 箇所)	・周辺の自然環境に配慮した、自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
あかほりがわ 赤堀川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (3.97km)	3.97	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
おしかわ 忍川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (11.52km)	11.52	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池 (1 箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
にいがたがわ 新方川	中川合流点 (0.00km) ～上流端 (10.86km)	10.86	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
あいのほりがわ 会之堀川	新方川合流点 (0.00km) ～会之堀橋下流 (0.75km)	0.75	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

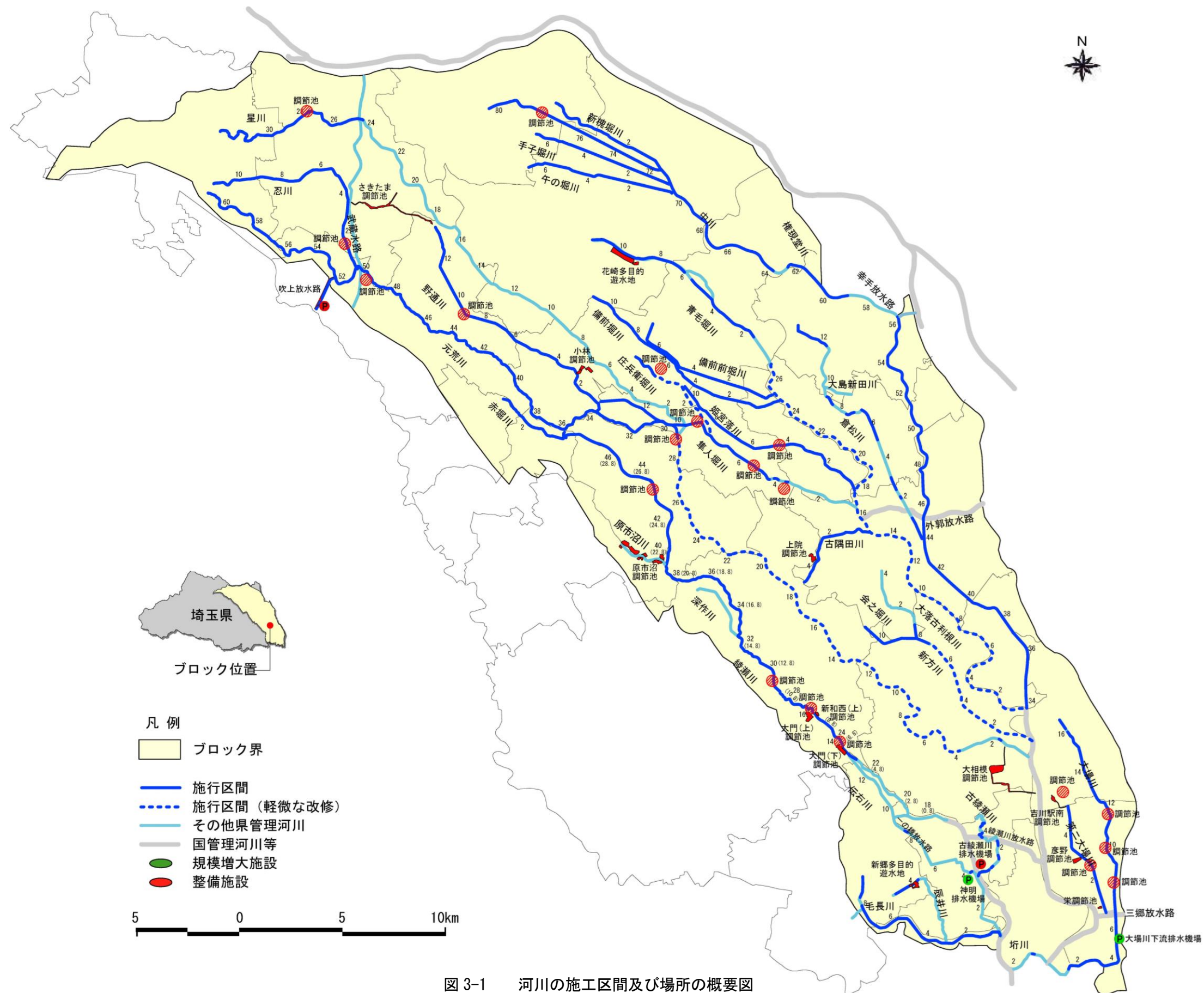
※状況の変化や現況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

表 3-1 (3) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること※
おおおとしふるとねがわ 大落古利根川	中川合流点(0.00km) ～上流端(26.80km)	26.80	築堤、河床掘削	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全
ふるすみだがわ 古隅田川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(4.80km)	4.80	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
はやとほりがわ 隼人堀川	海老島橋下流(3.35km) ～海老島橋上流(3.45km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
	白岡市太田新井地先(3.87km) ～六兵衛橋下流(4.10km)	0.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	六兵衛橋上流(4.20km) ～上流端(14.19km)	9.99	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(3箇所)	
	小 計	10.32		
しょうべいほりがわ 庄兵衛堀川	隼人堀川合流点(0.00km) ～上流端(5.88km)	5.88	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
ひめみやおとしがわ 姫宮落川	柚ノ木橋下流(0.60km) ～上流端(10.69km)	10.09	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
びぜんほりがわ 備前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(11.40km)	11.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
びぜんまえほりがわ 備前前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(7.82km)	7.82	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
あおげほりがわ 青毛堀川	喜橋下流(1.56km) ～上流端(11.24km)	9.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備
くらまつがわ 倉松川	中川合流点(0.00km) ～国道16号(1.20km)	1.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
	久太郎橋下流(2.25km) ～久太郎橋上流(2.30km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	倉松橋下流(2.80km) ～桑崎橋上流(3.40km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	鷹匠橋(5.40km) ～水管橋上流(6.95km)	1.55	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	大島新田調節池越流堤下流(7.45km) ～留八橋上流(7.70km)	0.25	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	長八橋下流(8.56km) ～金附田橋上流(9.00km)	0.44	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	天神島橋(11.80km) ～上流端(13.80km)	2.00	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	小 計	6.09		
うま ほりがわ 午の堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(7.40km)	7.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
てごほりがわ 手子堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.40km)	6.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
しんさいかわほりがわ 新槐堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.30km)	6.30	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
合 計		321.06		

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

※状況の変化や現況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある



3. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理については、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や頻度、概ね5年間に実施する具体的な維持管理対策等を記した「河川維持管理計画」を別途定める。

河川維持管理計画に基づき、災害の発生防止または軽減、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全などの観点から、河川本来の機能が十分に発揮されるよう各河川において適切な維持管理を行う。

また、川づくりにおいては、関係機関や地域住民とともに、流域の流出抑制対策、水質浄化、親水性の確保を進めていく。

3.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減

①河川管理施設の安全性の維持

堤防、護岸及び樋管などの河川管理施設がその機能を常に発揮し得るように巡視や点検を行い、異常や変状、損傷の早期発見、状態の把握に努めるとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理し必要な対策を行う。

河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況、河道浸食、河床低下の状況については、経年的な変状を捉えることが重要であることから、日常的な河川巡視や点検のほか、定期縦横断測量や航空測量等のデータを活用し、変状の経過を確認しながら効果的な対策を検討し、河道面の維持や河道の安定性を確保するための必要な対策を行う。

洪水の流下の阻害や河川管理施設に悪影響を及ぼす恐れのある草木については、除去等の管理を適切に行い、土砂やゴミの堆積が著しく洪水の流下の阻害となる場合、浚渫を行う。

また、維持管理上においても、多自然川づくりを基本として、河川を生息・生育・繁殖の場としている動植物に対して、良好な環境が保持できるように配慮していく。

こうした場合、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響に配慮した作業に努めるとともに、良好な環境が保持できるように配慮していく。

さらに、水門、樋門・樋管、堰、排水機場等の機能を適切に維持し洪水の際、

必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状況把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図る。

②許可工作物等への適切な指導

河川を横断する橋梁や堰及び水門等の許可工作物について、近年激甚化している水害への備えとして、施設管理者が十分な点検・整備を行うとともに、出水時において、適切な操作等が行われるように指導を行う。

また、新たに改築する際には、河川区域の安全が継続的に確保される構造及び運用体制となるよう、各管理者と十分な協議を行う。

③河川情報の収集提供

洪水による被害の軽減を目的として、浸水実績の公表や、洪水時には降雨状況や河川状況、避難情報等に関して情報提供するなど、関係市町村と連携して防災に対する地域住民の意識の高揚を図る。また、関係機関や地域住民と連携を図りながら、洪水浸水想定区域等の作成・公表により、洪水ハザードマップの作成に向けての市町村への支援等、ソフト対策の充実を図る。

洪水による被害の軽減には、水防団体による巡視や、緊急対策として行われる各種水防工法の実施による水防活動が必要不可欠であることから、河川管理者と水防団体が緊密に情報交換を行うなど、今後も相互の協力体制を充実していく。

河川情報については、洪水時において、地域住民への的確な情報提供に資するよう、危機管理型水位計及び河川監視カメラ等を設置し、観測データを公開するなど、関係市町村と連携して防災に対する意識の高揚を図っていく。

加えて、定期的な雨量・水位・流量の観測を継続的に実施するなど、河川に係わるデータの蓄積を図るほか、インターネット、広報等を活用するなどの幅広い情報提供に努める。

また、地域の特性や地域住民のニーズに適した河川の利用、整備を効果的に進めていくために、上記データの他、工事を行った箇所について施行前後の状況等の公表に努める。

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

①河川の適正な利用

河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水などの利水状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要な維持流量を検討していく。また、河川流量の安定を図るため、関係機関との連携を図っていく。

②流水の正常な機能の維持

健全な水循環系の構築のため、関係機関や地域住民と連携、協力して、流域の保水・遊水機能の向上を図る。

3.2.3 河川環境の保全

①水質の保全及び改善

水質については、依然として環境基準値を上回っている河川もあることから、多様な施策を実施するとともに、関係機関や地域住民と連携して改善を図る。

具体的には、水質汚濁の発生源対策として下水道などの整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、産業排水規制について関係機関と連携をとりながら推進していく。その他、生活雑排水による負荷を軽減するため、家庭での調理くずや廃食用油などの処理、洗剤の適正使用などについて、関係機関と連携して普及啓発及び支援を行っていく。

河川の水質は、水環境改善に向けた河川浄化事業や下水道事業などの取組みにより、長期間かけ、改善の成果が表れている。今後も下水道整備事業など環境の変化を捉えながら河川浄化施設の効率的な運用を継続するとともに、河川における底泥の堆積による水質悪化や悪臭防止のため、必要に応じて



水際部を残した草刈り
(水際植生には動物の生息環境を提供する機能がある)

底泥の浚渫を行う。また、河川流量の減少が水質悪化の要因の一つにもなっていることから、他河川からの環境用水の導水について、関係機関などと引き続き連携を図っていく。

また、多孔質護岸や植生の回復などにより、水域の自然浄化機能を高めることが期待できるため、「多自然川づくり」を推進していく。

②自然環境や景観の保全

良好な河川環境及び自然生態系の保全に努め、河川ごとの地域特性を活かした適正な河川の自然環境の保全に努める。

埼玉県では、多くの動植物が存続の危機に瀕している現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、埼玉県生物多様性保全戦略を策定し、県民・企業・NPO・関係機関と連携・協力した野生動植物の保護対策を推進している。

特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携、協力していく。

また、生物多様性を改善する上での総合指標とされるコウノトリについて、その野生復帰が関東広域で取り組まれていることから、関係機関と連携し、必要となる事業の協力に努めていく。

③親水性の維持と保全

河川における不法投棄、不法盛土、不法係留などを減らすため、河川巡視を強化し、必要に応じ関係市町や警察と連携協力し、河川を適正に管理していく。

また、河川空間は、周辺住民にとって貴重なオープンスペースであり、にぎわいや憩いの場所として活用されていることから、より多くの人が気持ちよく、利用してもらうために適正な管理を行う。そして、関係機関や地域住民が連携・協力して豊かな自然環境に恵まれた河川空間を自然学習や環境学習の場として活用することを促進する。

3.2.4 地域住民との協働

①地域住民との情報交換

地域の特性や住民のニーズに適した河川の利用、整備を効果的に行っていくため、広報やインターネット、河川愛護交流会などを活用することなどにより、河川に関する情報を広く地域の方々に提供していくとともに、地域住民から行政が知り得ない貴重な地域情報や多様なニーズの収集に努める。

このため、地域住民やNPOなどの活動を支援する体制づくりを検討するとともに、これらの団体が自由に情報交換できる場やネットワークの構築に協力していく。

②河川愛護活動

河川の美化活動などに取り組んでいる団体などと協力して、河川の清掃など河川の美化に努めるとともに、ゴミ不法投棄や不法占用などの行為については河川巡視を強化し、関係機関と協力し早期是正を図る。

この他、河川に関わるイベントなどを通じて流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高めるように努めるとともに、河川に関する広報活動を推進する。

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川では、多くの市民団体や地域住民が河川愛護活動を行っている。河川を適正に管理し利用していくためには維持管理も含め、これらの団体等と積極的な連携に努めていく。

利根川水系

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

附 図

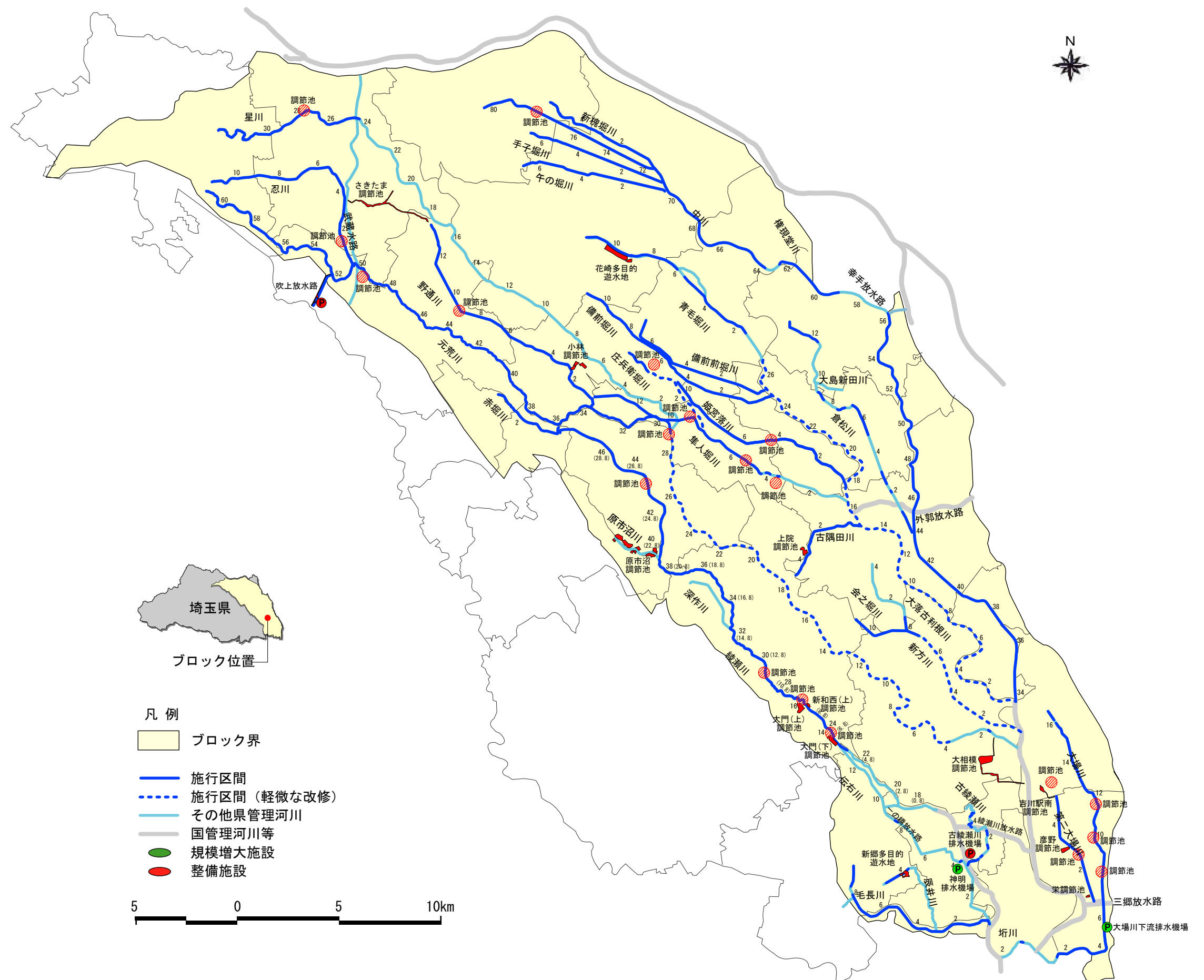
令和 年 月

(当初 平成 18 年 4 月)

埼 玉 県

【 目 次 】

中川・綾瀬川ブロックの河川工事予定区間概略図	-----	附図- 1
1. 中川	-----	附図- 2
2. 綾瀬川	-----	附図- 7
3. 毛長川	-----	附図-11
4. 辰井川	-----	附図-14
5. 伝右川	-----	附図-17
6. 古綾瀬川	-----	附図-20
7. 大場川	-----	附図-23
8. 第二大場川	-----	附図-26
9. 埴川	-----	附図-29
10. 元荒川	-----	附図-32
11. 星川	-----	附図-37
12. 野通川	-----	附図-40
13. 赤堀川	-----	附図-43
14. 忍川	-----	附図-46
15. 新方川	-----	附図-49
16. 会之堀川	-----	附図-52
17. 大落古利根川	-----	附図-55
18. 古隅田川	-----	附図-59
19. 隼人堀川	-----	附図-62
20. 庄兵衛堀川	-----	附図-65
21. 姫宮落川	-----	附図-68
22. 備前堀川	-----	附図-71
23. 備前前堀川	-----	附図-74
24. 青毛堀川	-----	附図-77
25. 倉松川	-----	附図-80
26. 午の堀川	-----	附図-83
27. 手子堀川	-----	附図-86
28. 新 槐 堀 川	-----	附図-89



もとあらかわ

元荒川・整備計画概要

流域面積	208.86 (81.14) km ²	※裸書きは支川を含んだ面積、() 書きは支川を含まない面積
流路延長	60.650 km	
合流河川	中川	
現況河床勾配	1/3,500~1/1,000	
関係市町村	熊谷市、行田市、鴻巣市、久喜市、白岡市、蓮田市、桶川市、さいたま市、越谷市、(加須市、北本市)	
	※() 書きは支川の関係市町村	

流域および河川の概要

- 元荒川は、埼玉県熊谷市にその源を発し、途中忍川、赤堀川、野通川、星川を合流し、中川の国の管理区間右岸に合流する一級河川である。
- 流域は、JR高崎線、東武伊勢崎線、国道17号、国道122号及び国道125号等の交通網の発達に伴い、下流域より開発が進んできた地区である。
- 元荒川の中流部には、周辺を豊かな自然に恵まれた末田須賀堰があり、散策、釣りなど人々のレクリエーションの場として利用されるなど、良好な環境が保たれている。
- また、元荒川源流部（熊谷市）には、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されているムサシミヨが生息している。

治水計画

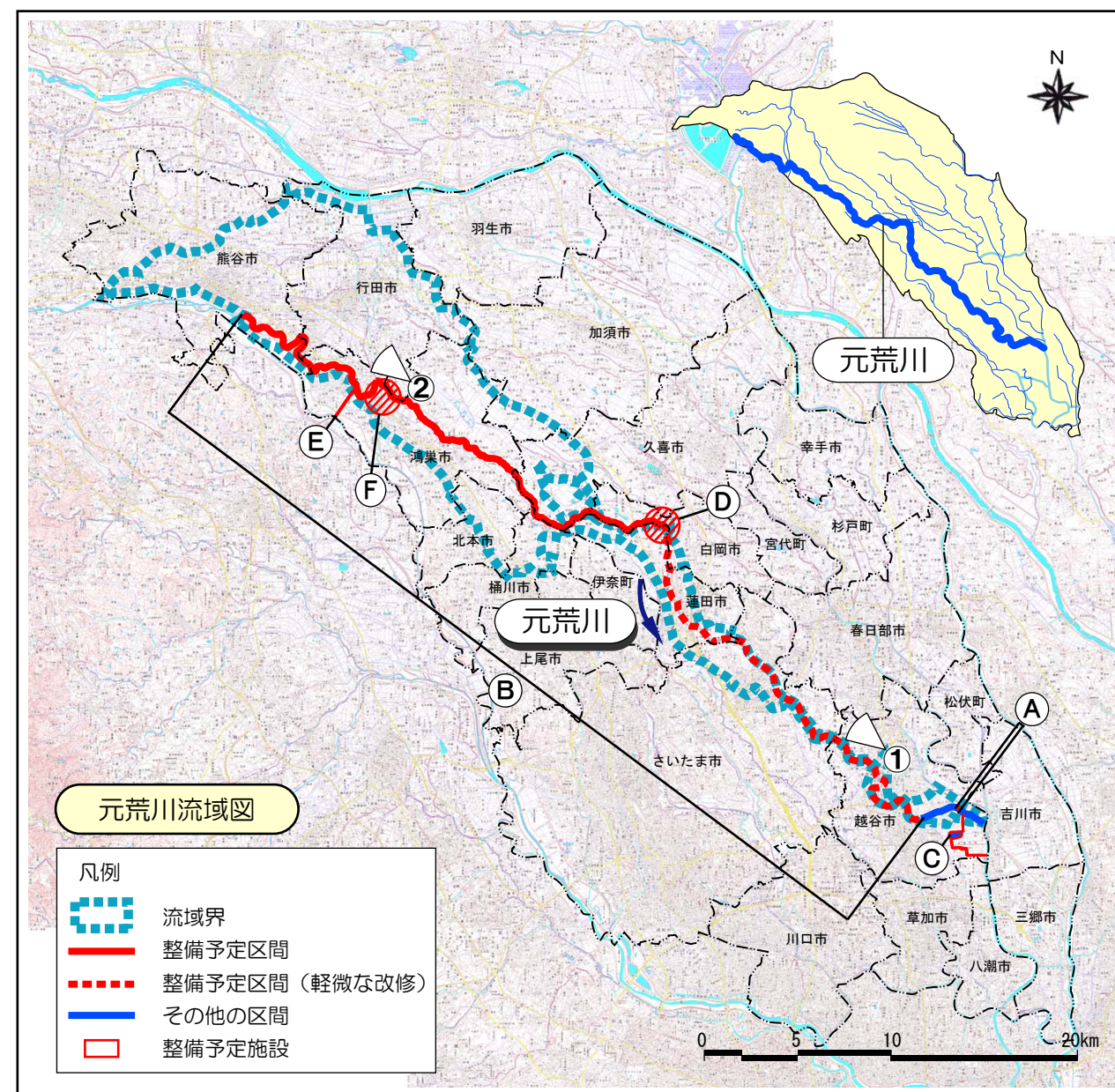
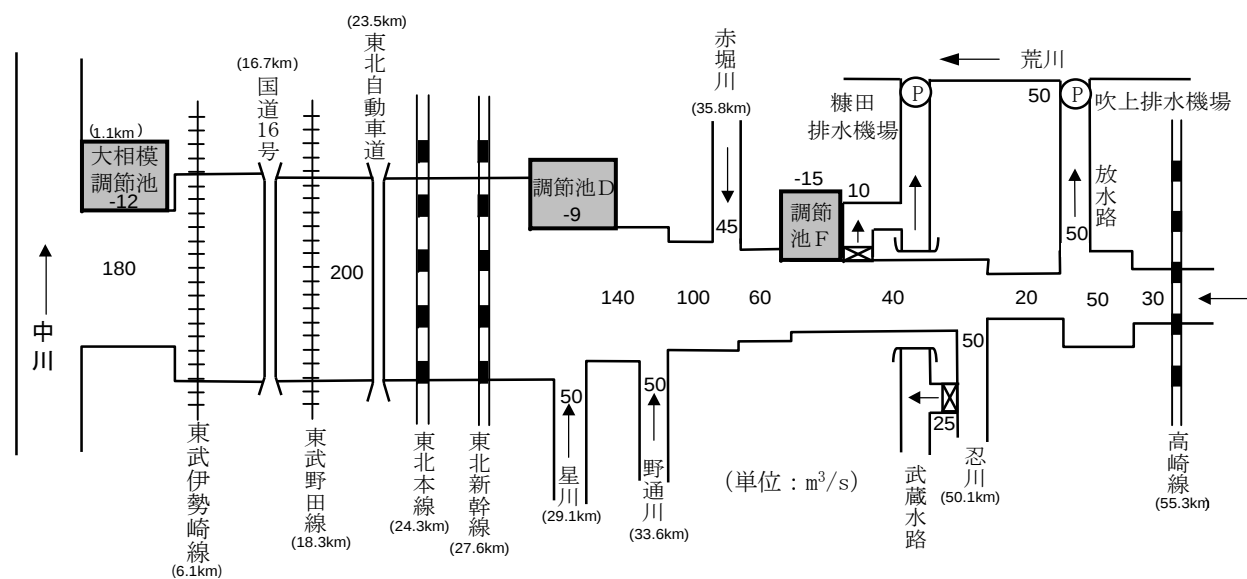
- 元荒川では、整備目標流量を安全に流下させるため、下記の区間において星川合流点（29.10km）までは流下能力が不足する区間で築堤を主とした整備（一部引堤区間で高水敷掘削有り）を実施し、放水路分派点より上流区間では、河床を下げるとともに、築堤により河積の拡大を図る。
 - ＜整備予定区間＞（越谷市大字増森地先1.85km）～（越谷市大字増森地先1.90km）・・・A
 - （しらこばと橋下流3.80km）～（上流端 60.65km）・・・・・・・B
- また、河道のピーク流量の低減を目的として、以下の施設を整備する。
 - ＜整備予定施設＞（大相模調節池）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・C
 - （調節池）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・D
 - （放水路）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・E
 - （調節池）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・F



整備上の留意点

- 河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力活かした整備を行うよう努めるとともに、元荒川の源流部には環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されているムサシミヨが生息しているので、整備にあたっては十分配慮する。
- 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息環境及び生育環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能を保全に努める。
- 元荒川の水辺には埼玉県のレッドデータブックに記載されているキタミソウの生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。
- 調節池の整備にあたっては、動植物の生息状況を把握し、必要に応じて現地表土の利用、回避・移植などの対策に努める。
- 落差工の設置にあたっては、魚類等の移動を妨げない構造とするよう努める。

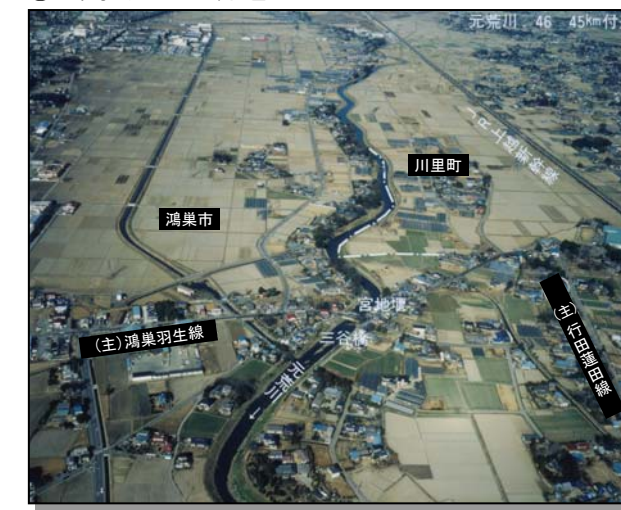
流量配分図

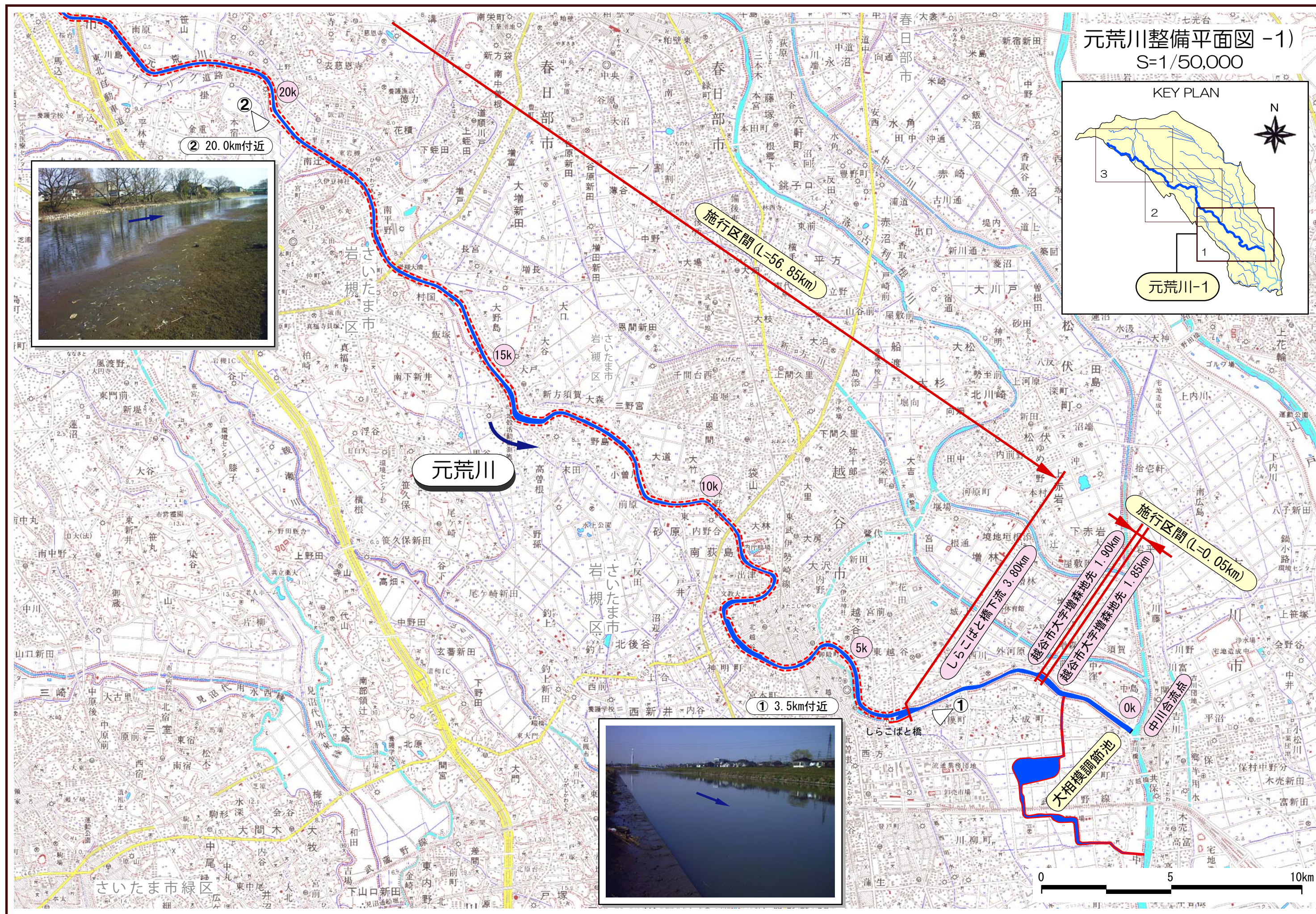


①元荒川5km付近

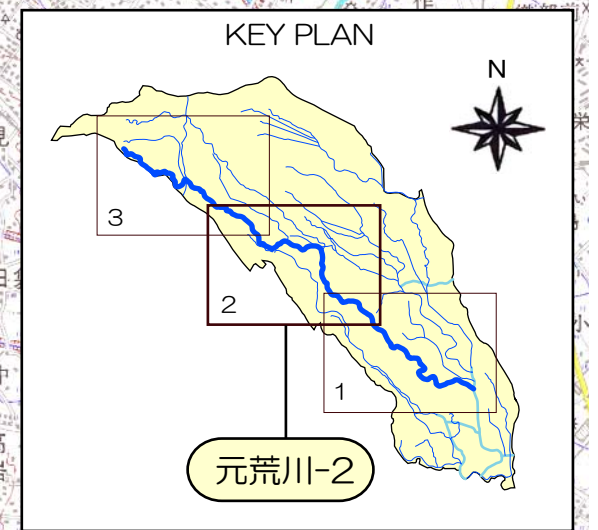


②元荒川45km付近





元荒川整備計画図 -2) S=1/50,000



⑤ 35.0km付近

赤堀川 35.8km

施行区間 (L=56.85km)

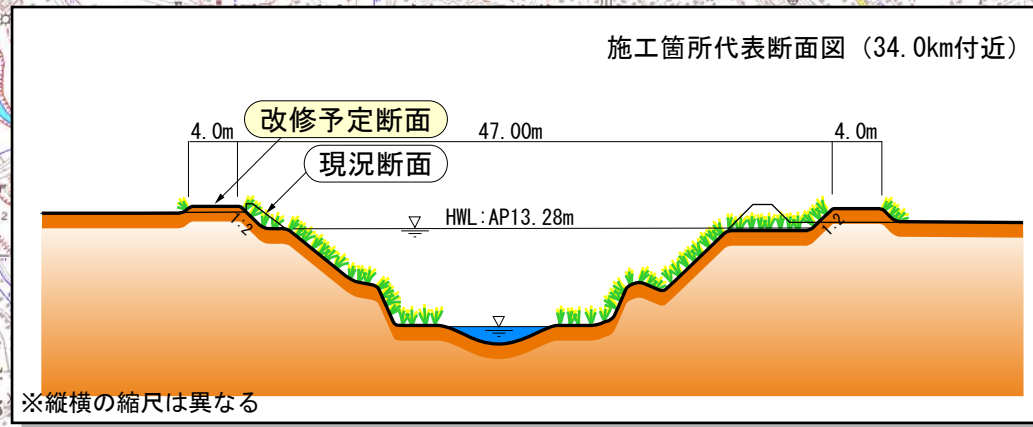
星川 29.1km

調節池D

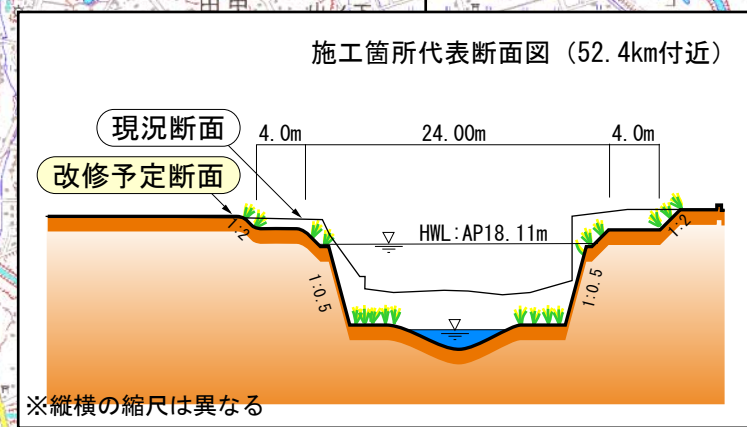
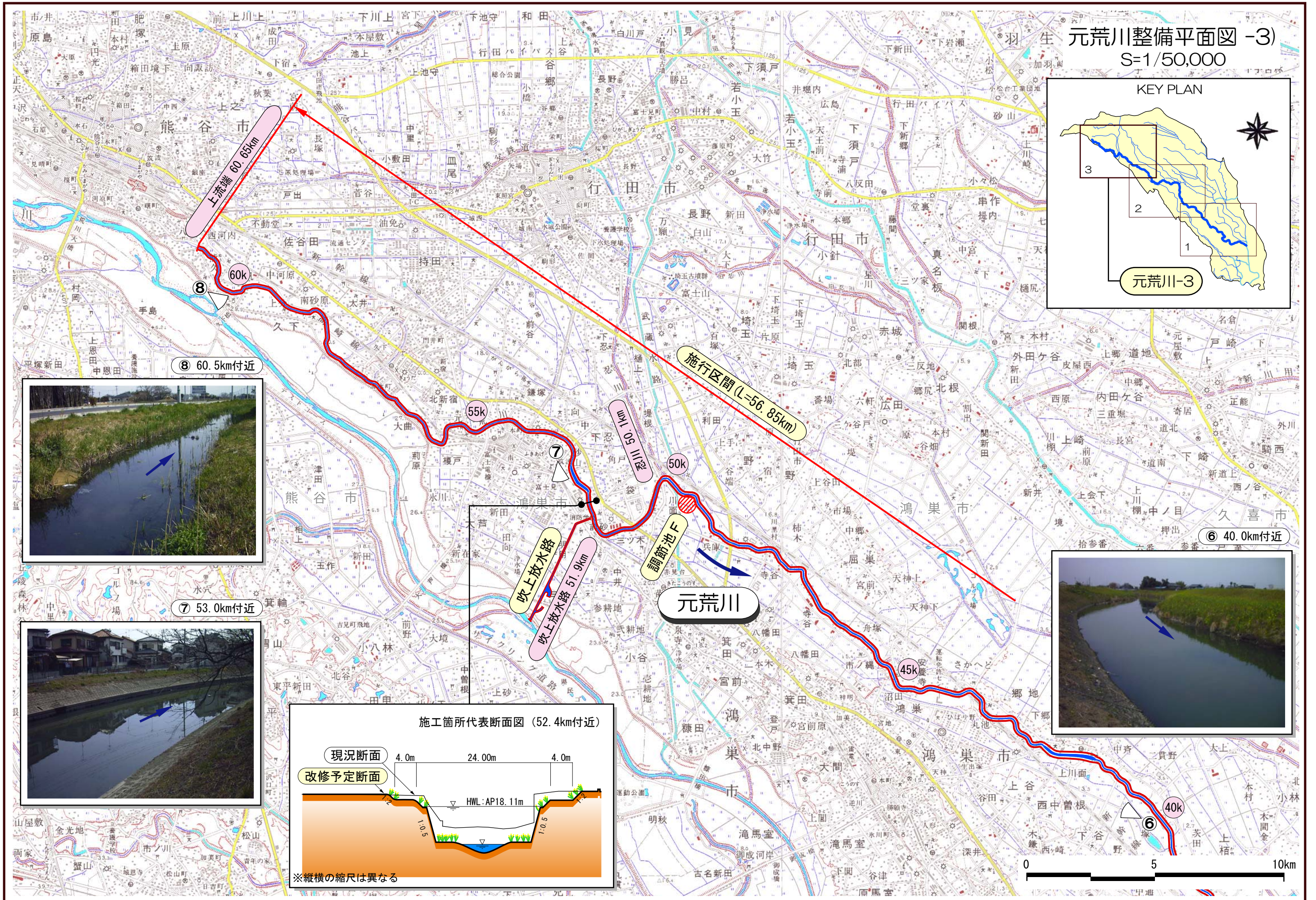
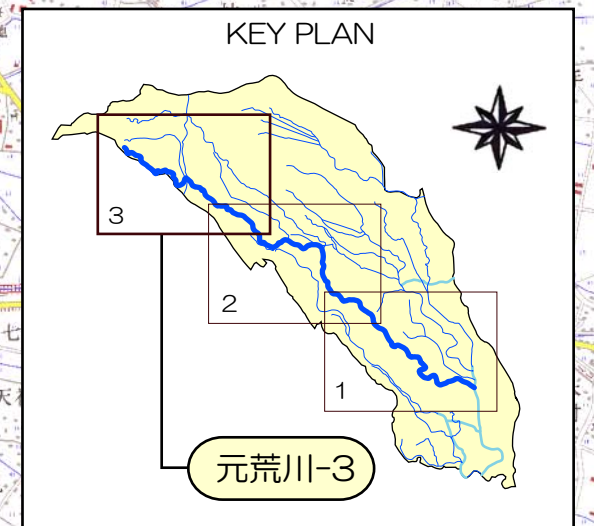
④ 30.0km付近

元荒川

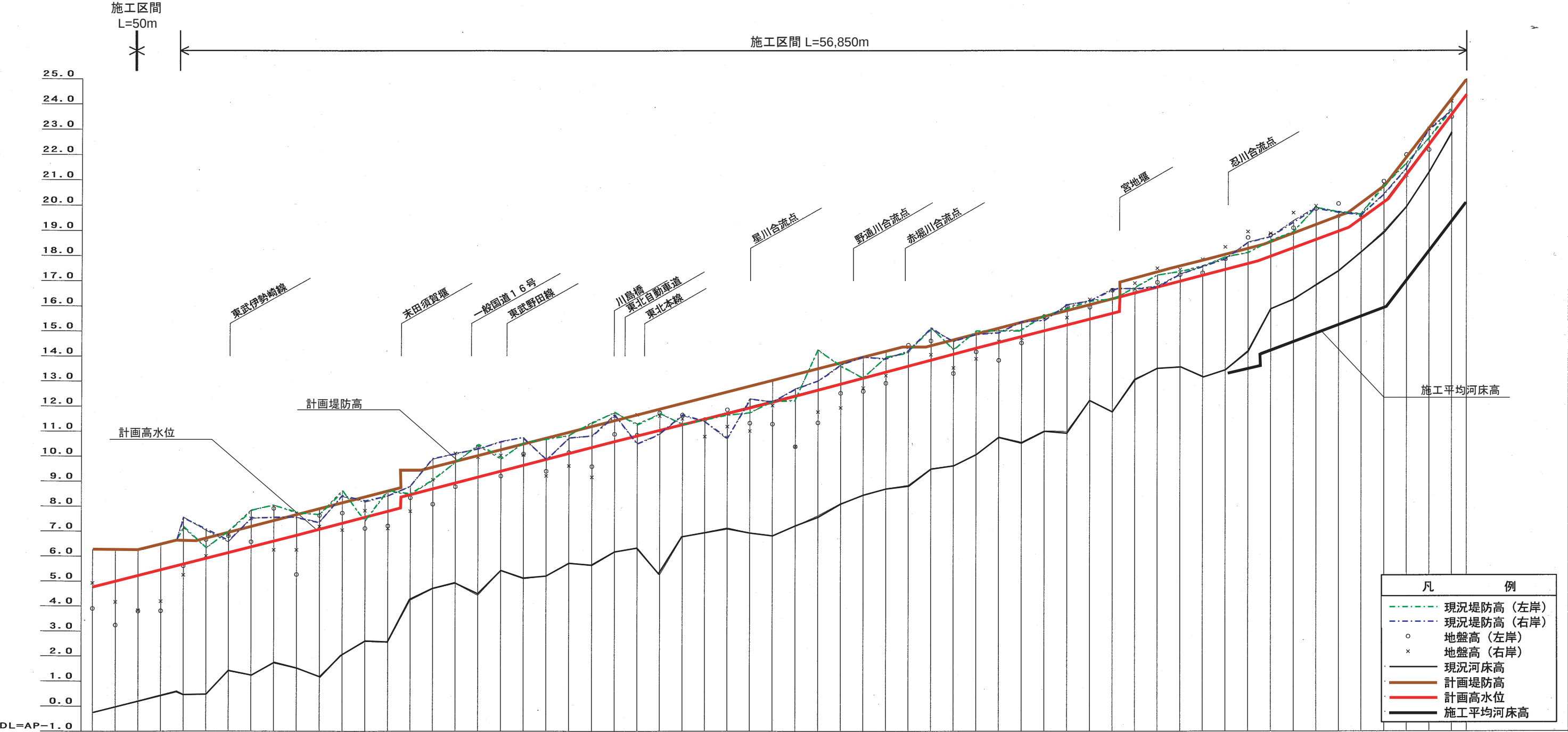
③ 20.0km付近



元荒川整備平面図 -3) S=1/50,000



元荒川計画縦断面図



追加 距離	計 画			
	施工平均 河床高	高水位	堤防高	河床勾配
0.000k	-0.25	4.76	6.26	1/4,300
3.700k	0.61		6.61	
4.560k		5.93	6.61	1/4,300
5.000k			6.73	
10.000k		7.09	7.89	1/4,300
13.584k		7.91	8.71	
14.444k		(8.40)	(8.40)	1/4,300
15.000k		8.73	9.40	
			9.53	1/4,300
20.000k		9.89	10.69	
25.000k		11.06	11.86	1/4,300
30.000k		12.22	13.02	
35.000k		13.38	14.18	1/4,300
35.760k			14.38	
36.711k			14.38	1/4,300
40.000k		14.54	15.14	
45.988k		15.78	16.38	1/4,300
		(16.38)	(16.98)	
50.120k	13.30	17.50	18.10	1/4,300
51.557k	13.63 (14.13)	17.83	18.43	
53.337k	14.74			1/4,300
55.000k	15.28	18.98	19.58	
55.443k		19.13	19.73	1/4,300
57.143k	15.99	20.26	20.86	
60.000k	19.35	23.62	24.22	1/4,300
60.650k	20.12	24.39	24.99	
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300
				1/4,300

しょうべいほりがわ

庄兵衛堀川・整備計画概要

流域面積 11.01km²
 流路延長 5.883km
 合流河川 隼人堀川
 現況河床勾配 1/5,000
 関係市町村 久喜市、白岡市

流域および河川の概要

- 庄兵衛堀川は、埼玉県菖蒲町にその源を発し、隼人堀川の8.1km付近の左岸に合流する一級河川である。
- 流域は、農業地域として発達した地域であったが、立地条件の良さから昭和35年頃より都市化へと移行し、道路の整備等と合わせて流域の宅地化が急激に進んでおり、かつての田園地帯から都市地域と変貌しつつあり、中小の出水でも湛水被害が発生している。

治水計画

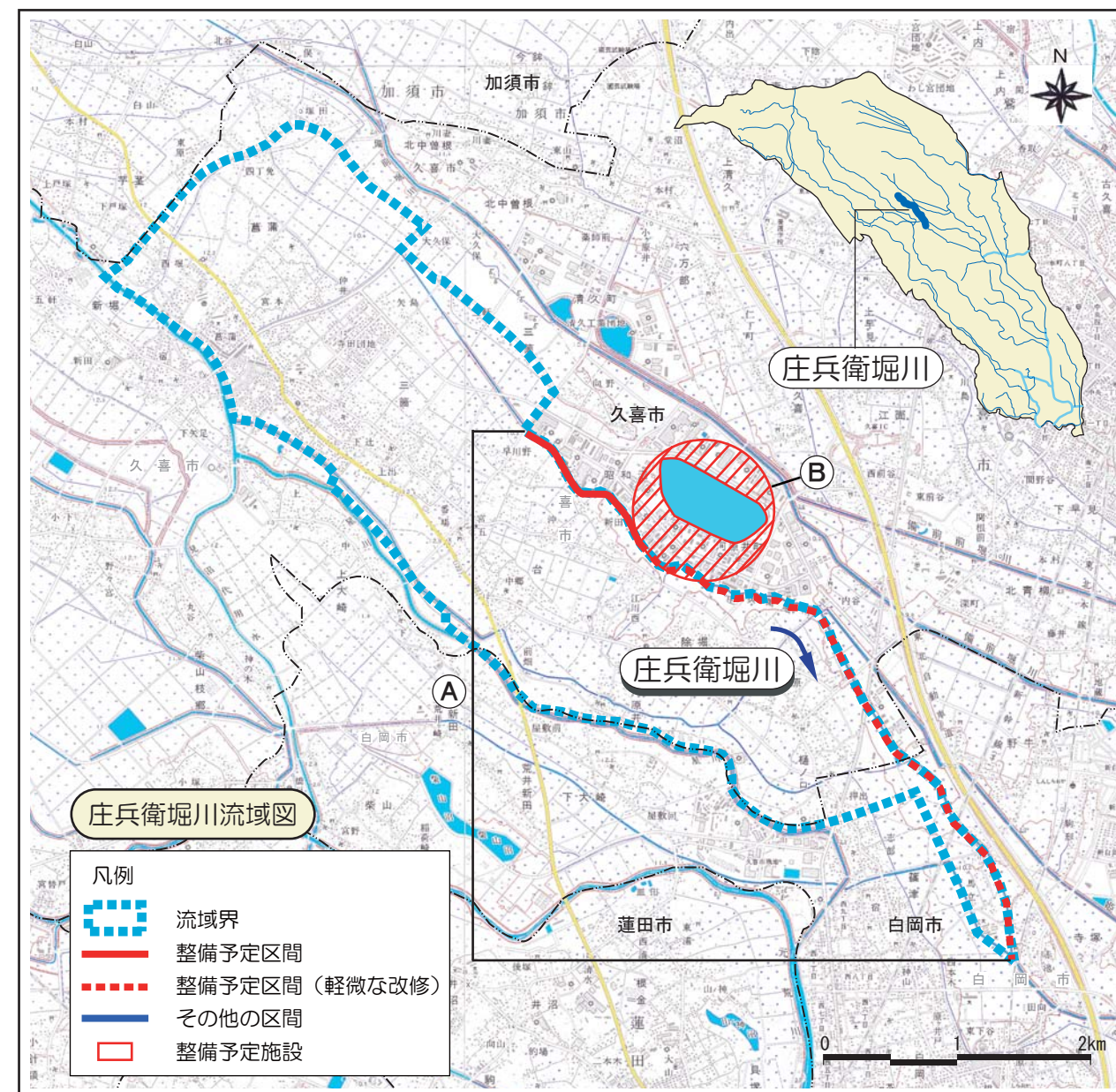
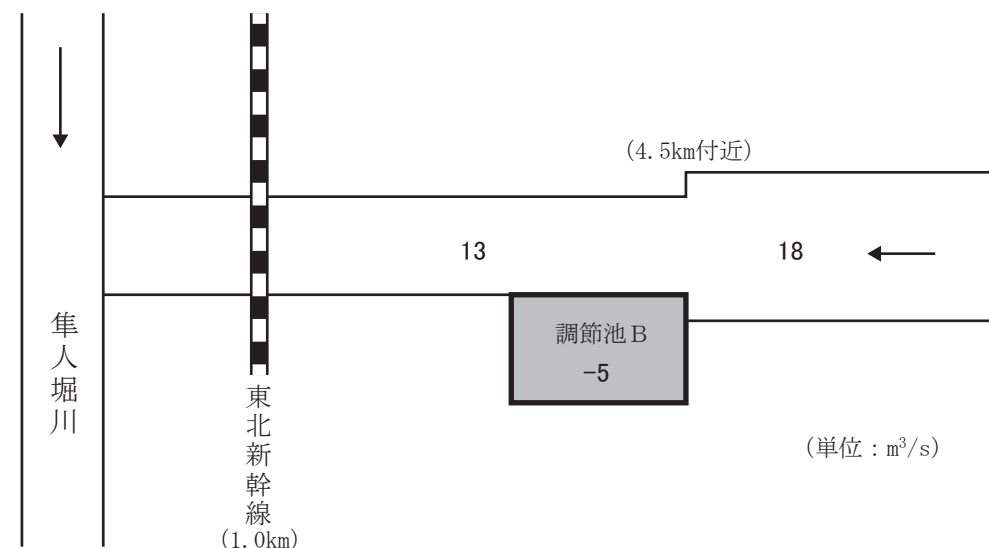
- 庄兵衛堀川では、下記の区間において、整備目標流量を安全に流下させるため、現況の河道法線を基本として、河床を下げるとともに、河道の拡幅及び築堤により河積の拡大を図る。
 ＜整備予定区間＞（隼人堀川合流点0.00km）～（上流端5.88km）・・・・・・・・・・A
- また、河道ピーク流量の低減を目的として、以下の施設を整備する。
 ＜整備予定施設＞（調節池）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・B



整備上の留意点

- 護岸や調節池整備にあたっては、水辺に生物が生息しやすい木材や石などの自然素材を利用するなど、自然にやさしい水辺づくりに努める。
- 河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力活かした整備を行うよう努める。

流量配分図



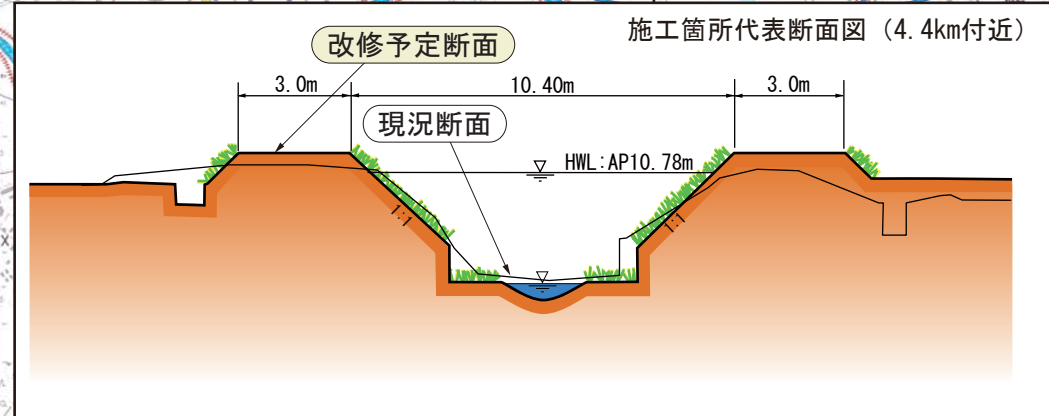
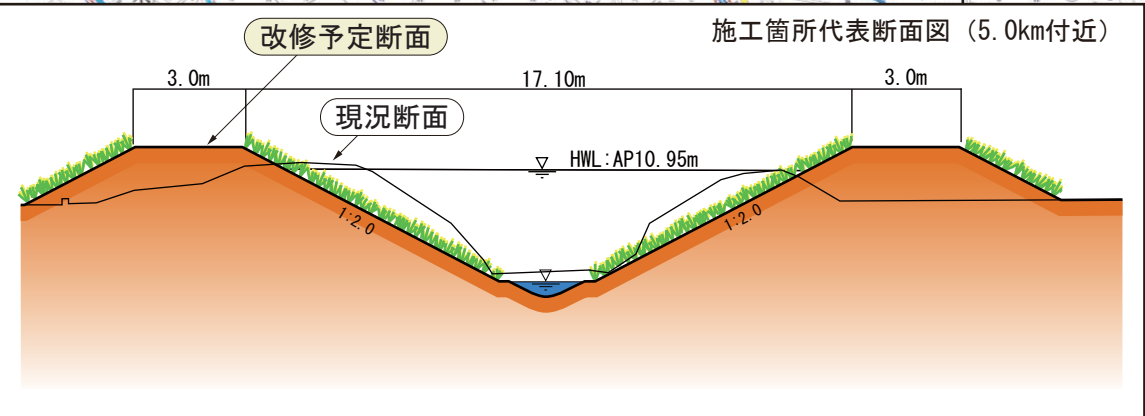
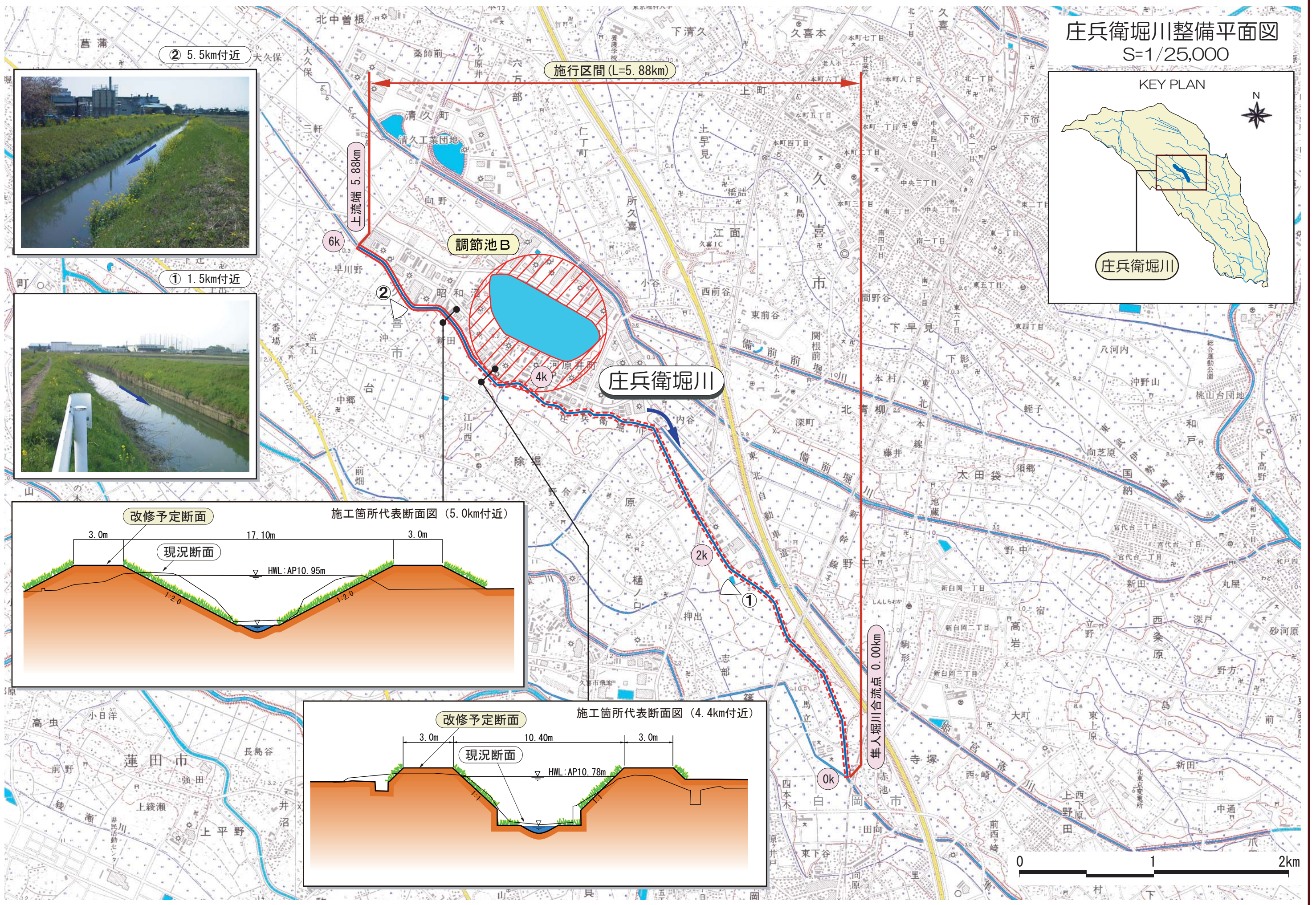
①庄兵衛堀川1km付近

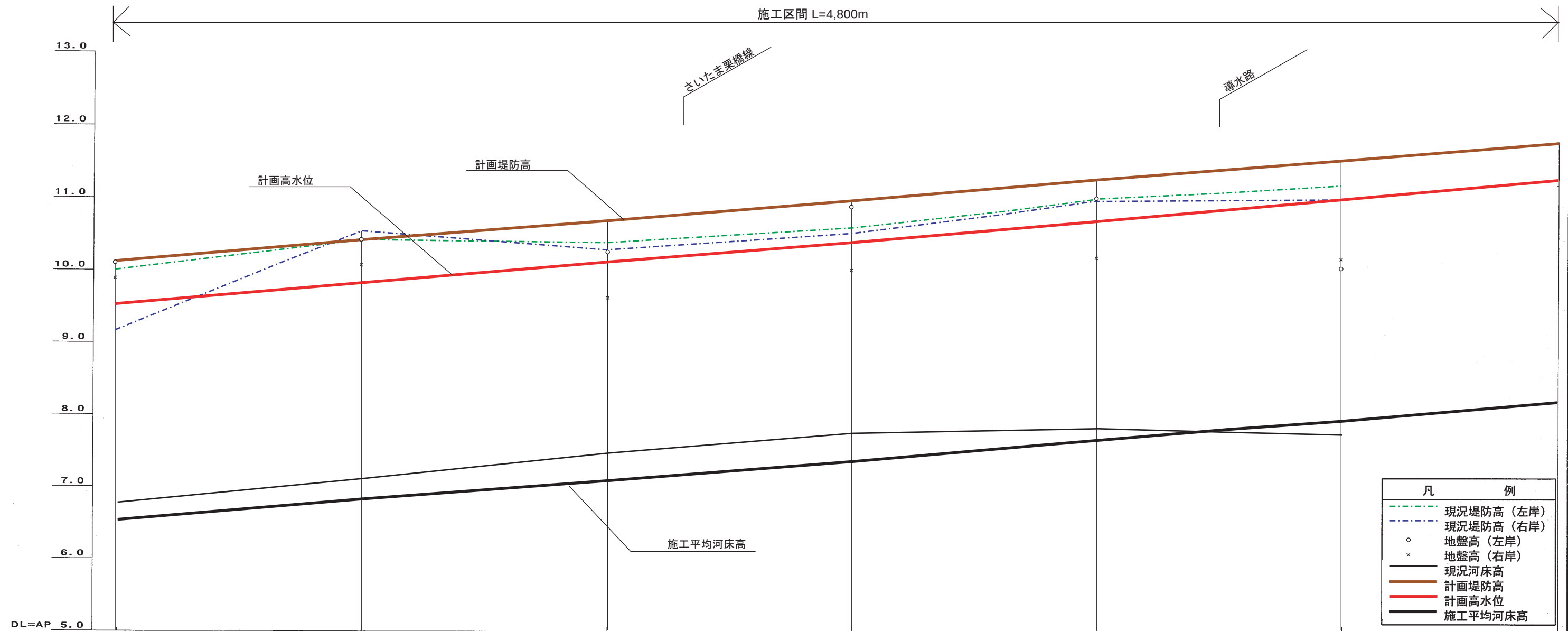


②庄兵衛堀川3km付近



庄兵衛堀川整備平面図 S=1/25,000





追加 距離	計 画				凡 例	
	水面勾配	河床勾配	堤防高	高水位		
0.000k			10.12	9.52	○	現況堤防高 (左岸)
1.000k			10.41	9.81	×	現況堤防高 (右岸)
2.000k			10.70	10.10	○	地盤高 (左岸)
3.000k			10.98	10.38	×	地盤高 (右岸)
4.000k			11.27	10.67	—	現況河床高
5.000k			11.55	10.95	—	計画堤防高
5.883k			11.81	11.21	—	計画高水位
					—	施工平均河床高